

審議案件一覧表

<追加>

No.	議案番号	件名	担当所属
1	議案 75	令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第6号）	企画総務部 財政課

<当初>

No.	議案番号	件名	担当所属
1	議案 54	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第4号））	企画総務部 財政課
2	議案 55	鴨川市犯罪被害者等支援条例の制定について	企画総務部 危機管理課
3	議案 56	鴨川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課
4	議案 57	鴨川市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課
5	議案 58	鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課
6	議案 59	鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課
7	議案 60	鴨川市老人憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	市民福祉部 健康推進課
8	議案 61	水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	水道課
9	議案 62	鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例の制定について	国保病院
10	議案 63	鴨川市基本構想を定めることについて	企画総務部 企画政策課
11	議案 64	鴨川市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	市民福祉部 市民生活課
12	議案 65	指定管理者の指定について（鴨川市四方木ふれあい館）	企画総務部 天津小湊支所
13	議案 66	指定管理者の指定について（鴨川オーシャンパーク）	建設経済部 商工観光課

14	議案 67	指定管理者の指定について（鴨川市小湊さとうみ学校）	建設経済部 スポーツ振興課
15	議案 68	安房郡市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について	企画総務部 企画政策課
16	議案 69	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	企画総務部 総務課
17	議案 70	令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第5号）	企画総務部 財政課
18	議案 71	令和7年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	市民福祉部 市民生活課
19	議案 72	令和7年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	市民福祉部 健康推進課
20	議案 73	令和7年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	市民福祉部 市民生活課
21	議案 74	令和7年度鴨川市病院事業会計補正予算（第1号）	国保病院

議案第 75 号

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 161,379 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,814,245 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 12 月 18 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		2,440,642	161,379	2,602,021
	2 国庫補助金	1,001,855	161,379	1,163,234
歳 入 合 計		19,652,866	161,379	19,814,245

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		6,581,771	161,379	6,743,150
	1 社会福祉費	3,493,791	52,526	3,546,317
	2 児童福祉費	2,443,679	108,853	2,552,532
歳出合計		19,652,866	161,379	19,814,245

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和7年度非課税世帯分）	13,731
	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	24,741

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	2,440,642	161,379	2,602,021
歳 入 合 計	19,652,866	161,379	19,814,245

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他		
3 民生費	6,581,771	161,379	6,743,150	161,379				
歳 出 合 計	19,652,866	161,379	19,814,245	161,379			0	

2 歳 入

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫 補助金	619,012	87,526	706,538	1 総務管理費補 助金	87,526	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 87,526
2 民生費国庫 補助金	275,784	73,853	349,637	2 児童福祉費補 助金	73,853	物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 70,000 物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 3,853
計	1,001,855	161,379	1,163,234			

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他の				
1 社会福祉総務費	706,048	52,526	758,574	52,526						●物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和7年度非課税世帯分）
										52,526
										1 報酬 1,668 3 職員手当等 1,865 4 共済費 466 8 旅費 139 10 需用費 301 11 役務費 1,110 12 委託料 1,650 13 使用料及び賃借料 327 18 負担金、補助及び交付金 45,000
計	3,493,791	52,526	3,546,317	52,526						1,668 1,865 466 139 301 1,110 1,650 327 45,000

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	291,754	108,853	400,607	108,853				1 報酬	785	●物価高対応子育て応援手当支給事業	108,853
								4 共済費	144		
								8 旅費	40		
								10 需用費	330		
								11 役務費	572		
								12 委託料	1,982		
								18 負担金, 補助及び交付金	105,000		
計	2,443,679	108,853	2,552,532	108,853							

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	360 (389)	384,464	1,490,003	904,298	2,778,765	576,238	3,355,003	
補正前	360 (388)	382,011	1,490,003	902,433	2,774,447	575,628	3,350,075	
比較	0 (1)	2,453	0	1,865	4,318	610	4,928	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	合計 (千円)
		補正後	34,127	24,492	4,312	95,013	4,712	818	12,100	390,262	321,791	16,671	0	904,298
補正前	補正前	34,127	24,492	4,312	93,717	4,712	818	12,100	389,953	321,531	16,671	0	0	902,433
比較	比較	0	0	0	1,296	0	0	0	309	260	0	0	0	1,865

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	360 (12)	0	1,490,003	789,708	2,279,711	472,883	2,752,594	
補正前	360 (12)	0	1,490,003	788,412	2,278,415	472,883	2,751,298	
比較	0 (0)	0	0	1,296	1,296	0	1,296	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	宿日直手当	夜間勤務手当	合計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	34,127	24,492	4,312	95,013	4,712	818	12,100	328,002	269,461	16,671	0	0	789,708
	補正前	34,127	24,492	4,312	93,717	4,712	818	12,100	328,002	269,461	16,671	0	0	788,412
	比較	0	0	0	1,296	0	0	0	0	0	0	0	0	1,296

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (377)	384,464	0	114,590	499,054	103,355	602,409	
補正前	0 (376)	382,011	0	114,021	496,032	102,745	598,777	
比較	0 (1)	2,453	0	569	3,022	610	3,632	

※ () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
		補正後	0	0	0	0	0	0	62,260	52,330	0	0	0	114,590
補正前	補正前	0	0	0	0	0	0	0	61,951	52,070	0	0	0	114,021
比較	比較	0	0	0	0	0	0	0	309	260	0	0	0	569

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）	説明	備考
報酬	2,453	制度改正に伴う 増減分	0	
		その他の増減分	2,453	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和7年度非課税世帯分）及び 物価高対応子育て応援手当支給事業に係る増 2,453
給料	0	給与改定に伴う 増減分	0	
		昇給に伴う 増加分	0	
		その他の増減分	0	
職員手当	1,865	制度改正に伴う 増減分	0	
		その他の増減分	1,865	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和7年度非課税世帯分）及び 物価高対応子育て応援手当支給事業に係る増 時間外勤務手当 1,296 会計年度任用職員期末手当、勤勉手当 569

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 7年11月1日	平均給料月額(円)	337,356	316,375	318,800		299,666	307,754
	平均給与月額(円)	385,043	362,479	361,473		314,501	356,484
	平均年齢月数(歳)	45.0	56.9	43.4		49.2	39.0
令和 7年11月1日	平均給料月額(円)	337,356	316,375	318,800		299,666	307,754
	平均給与月額(円)	385,043	362,479	361,473		314,501	356,484
	平均年齢月数(歳)	45.0	56.9	43.4		49.2	39.0

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鶴川市	高校卒	(円) 194,500	(円) 183,500 ~ 207,400	短大卒 221,300		(円) 212,100	旧中5卒 (円) 214,800
	大学卒	220,000		240,500		227,400	257,100
国	高校卒	188,000	185,700	短大卒 236,100		短大卒 208,300	旧中5卒 207,700
	大学卒	220,000		261,400		227,400	255,400

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職									
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 7年11月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	19	8.1										
	6級	30	12.7										
	5級	59	25.0							2	66.7	1	9.1
	4級	46	19.5									1	9.1
	3級	36 (3)	15.2 (100.0)	29	100.0	6	8.7					2	18.2
	2級	19	8.1			63	91.3			1	33.3	7 (1)	63.6 (100.0)
	1級	22	9.3										
	計	236 (3)	100.0 (100.0)	29 (4)	100.0 (100.0)	69	100.0			3	100.0	11 (1)	100.0 (100.0)
令和 7年11月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	19	8.1										
	6級	30	12.7										
	5級	59	25.0							2	66.7	1	9.1
	4級	46	19.5									1	9.1
	3級	36 (3)	15.2 (100.0)	29	100.0	6	8.7					2	18.2
	2級	19	8.1			63	91.3			1	33.3	7 (1)	63.6 (100.0)
	1級	22	9.3										
	計	236 (3)	100.0 (100.0)	29 (4)	100.0 (100.0)	69	100.0			3	100.0	11 (1)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事、事務局長、 教育次長				
7級	課長、会計管理者、所長 事務局長、支所長、主幹				
6級	課長補佐、次長				
5級	係長、主査			係長、主査	保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師	園長 係長、主査		技師	主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師	副園長、主任保育士、保育士 主任保育教諭、保育教諭		技師	保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師	保育士、保育教諭		技師	准看護師

工 昇給

区分	合計	行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
職員数	(A) (人)	354	242	29	69	3	11
昇給に係る職員数	(B) (人)	258	176	11	59	1	11
号給数別内訳	1号給 (人)	3	3				
	2号給 (人)	5	5				
	3号給 (人)	7	7				
	4号給 (人)	243	161	11	59	1	11
	5号給 (人)						
	6号給 (人)						
	7号給 (人)						
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)		72.9	72.7	37.9	85.5	33.3	100.0

備考 令和7年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2. 30 (1. 20)	2. 30 (1. 20)	4. 60 (2. 40)	有	
補正前	2. 30 (1. 20)	2. 30 (1. 20)	4. 60 (2. 40)	有	
国の制度	2. 30 (1. 20)	2. 30 (1. 20)	4. 60 (2. 40)	有	

※ () 内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (令和7年11月1日現在)	0.26
支給対象職員の比率 (令和7年11月1日現在)	8.15
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃作業等手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

(資料 2)

議案第 75 号

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 6 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 6 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 嶸入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
15 国庫支出金	2,440,642	161,379	2,602,021	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 87,526 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 70,000 物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 3,853
歳入合計	19,652,866	161,379	19,814,245	

イ 嶸出（目的別）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	6,581,771	161,379	6,743,150
歳出合計	19,652,866	161,379	19,814,245

ウ 嶌出（性質別）

（単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,884,222	4,928	3,889,150
扶助費	3,420,772	150,000	3,570,772
物件費	3,480,603	6,451	3,487,054

歳出合計	19,652,866	161,379	19,814,245
------	------------	---------	------------

工 主要事業

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
3-1-1	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和7年度非課税世帯分）	52,526	52,526				・物価高騰対応重点支援給付金（令和7年度非課税世帯分） 45,000千円 外 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている低所得者世帯を支援するため、住民税非課税世帯に対し、給付金を支給する。
3-2-1	物価高対応子育て応援手当支給事業	108,853	108,853				・物価高対応子育て応援手当 105,000千円 外 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、児童手当支給対象児童を養育する父母等に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

(2) 繰越明許費補正

ア 追加

(単位 千円)

款項	事業名	金額	説明
3-1	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和7年度非課税世帯分）	13,731	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する、物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和7年度非課税世帯分）について、当該給付金の支給申請期限を令和8年5月末と予定しており、年度内の完了が見込めないため、当該事業費を令和8年度に繰り越して使用する。
3-2	物価高対応子育て応援手当支給事業	24,741	物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金等を活用して実施する、物価高対応子育て応援手当支給事業について、当該手当の支給申請期限を令和8年4月末と予

定しており、年度内の完了が見込めないため、当該事業費を令和8年度に繰り越して使用する。

議案第 54 号

専決処分の承認を求めるについて

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 4 号）について、緊急を要すると認め、別紙の
とおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

専決第 7 号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 9 日

鴨川市長 佐々木 久之

令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度鴨川市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ519千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,389,930千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年10月9日

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰入金		1,286,784	519	1,287,303
	2 基金繰入金	1,190,025	519	1,190,544
歳 入 合 計		19,389,411	519	19,389,930

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,832,039	519	3,832,558
	1 総務管理費	3,358,921	519	3,359,440
歳出合計		19,389,411	519	19,389,930

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
訴訟委託料（鴨川市天津地区山林の土砂災害に係る損害賠償請求事件）	令和7年度から訴訟委託契約の終了年度まで	訴訟委託契約により決定した額

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	1,286,784	519	1,287,303
歳入合計	19,389,411	519	19,389,930

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	3,832,039	519	3,832,558				519	
歳 出 合 計	19,389,411	519	19,389,930				519	

2歳入

(款)19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	316,853	519	317,372	1 財政調整基金 繰入金	519	財政調整基金繰入金 519
計	1,190,025	519	1,190,544			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

議54-10

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	487,614	519	488,133				519	12 委託料	519	●法規事務費 12 委託料 ・訴訟委託料 519
計	3,358,921	519	3,359,440				519			

議案第 55 号

鴨川市犯罪被害者等支援条例の制定について
鴨川市犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 本市に住所を有し、通勤し、若しくは通学する者又は本市で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過度な取材又は報道等により犯罪被害者等が受けける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 関係機関等 国、千葉県その他の地方公共団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう十分配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、必要な支援を適切に途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう二次被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(市の役割)

第 4 条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等と

の役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労及び勤務に関し、十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(見舞金の支給等)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第9条 市は、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の発生の防止の重要性等について、市民等及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(鴨川市安全で安心なまちづくり推進条例の一部改正)

2 鴨川市安全で安心なまちづくり推進条例（平成18年鴨川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項を削る。

議案第 56 号

鴨川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
鴨川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）

　第 2 節 運営に関する基準（第 4 条—第 32 条）

第 3 章 雜則（第 33 条）

附則

　第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）

第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（特定乳児等通園支援事業者の一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 54 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第 30 条の 14 に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う

事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項に規定する確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第 8 条 特定乳児等通園支援事業者は、法第 30 条の 15 第 1 項に規定する認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第 9 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子どもも及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第 56 条第 1 項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第 10 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第 11 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第 12 条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第 30 条の 20 第 5 項（法第 30 条の 21 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第 30 条の 20 第 3 項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるもの

の額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

（1） 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
（2） 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

（3） 食事の提供に要する費用

（4） 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

（5） 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費

用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費（法第30条の20第1項に規定する乳児等支援給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第 18 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第 19 条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 22 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項
(勤務体制の確保等)

第 20 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第 21 条 特定乳児等通園支援事業者は、第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第 22 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により

公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 23 条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 12 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 24 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第 25 条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第 26 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第 27 条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第 59 条第 1 号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業（同条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。）を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応)

第 28 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第 30 条の 13 において準用する法第 14 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第 29 条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - （1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - （2）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - （3）事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第 31 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業

の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第 32 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 第 14 条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第 11 条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第 18 条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第 30 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 3 章 雜則

(電磁的記録等)

第 33 条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支

援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- （2）電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- （1）第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
（2）ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 57 号

鴨川市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市行政組織条例の一部を改正する条例

鴨川市行政組織条例（平成 17 年鴨川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「部」を「課」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 企画政策課
- (2) 総務課
- (3) 財政課
- (4) 税務課
- (5) 危機管理課
- (6) 市民生活課
- (7) 環境課
- (8) 健康推進課
- (9) 福祉課
- (10) 子ども支援課
- (11) 農林水産課
- (12) 商工観光課
- (13) 都市建設課
- (14) スポーツ振興課

第 3 条の表以外の部分中「部」を「課」に改め、同条の表を次のように改める。

企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市政の総合企画に関すること。 (2) 広域行政に関すること。 (3) 地域公共交通に関すること。 (4) 移住の促進に関すること。 (5) 遊休施設等の活用に関すること。
総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 秘書業務に関すること。 (2) 男女共同参画に関すること。 (3) 広報広聴に関すること。 (4) 市議会、文書及び例規に関すること。 (5) 市の組織及び職員に関すること。 (6) 市の境界及び字区域に関すること。 (7) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (8) 情報化の推進に関すること。 (9) 統計に関すること。 (10) 他の課の所掌に属さないこと。
財政課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 財政に関すること。

	(2) 行財政改革に関すること。 (3) 市有財産の管理に関すること。 (4) 契約及び工事検査に関すること。 (5) 財産区に関すること。
税務課	(1) 税に関すること。
危機管理課	(1) 消防に関すること。 (2) 危機管理及び防災対策に関すること。 (3) 交通安全及び生活安全に関すること。
市民生活課	(1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。 (2) 国民健康保険に関すること。 (3) 後期高齢者医療に関すること。 (4) 国民年金に関すること。 (5) 市民活動支援に関すること。 (6) 市民の交流の推進に関すること。
環境課	(1) 環境保全に関すること。 (2) 公害対策に関すること。 (3) 廃棄物対策に関すること。 (4) 美化推進に関すること。
健康推進課	(1) 保健予防に関すること。 (2) 介護保険に関すること。
福祉課	(1) 社会福祉に関すること。 (2) 生活保護に関すること。 (3) 高齢者福祉に関すること。 (4) 障害者福祉に関すること。
子ども支援課	(1) 児童福祉並びに母子及び父子福祉に関すること。 (2) 子育て支援に関すること。
農林水産課	(1) 農業の振興に関すること。 (2) 水産業の振興に関すること。 (3) 畜産業及び林業の振興に関すること。 (4) 農林水産土木に関すること。
商工観光課	(1) 商工業の振興に関すること。 (2) 消費者生活に関すること。 (3) 企業誘致に関すること。 (4) 観光振興に関すること。 (5) ふるさと納税に関すること。
都市建設課	(1) 道路、橋りょう及び河川に関すること。 (2) 市道の管理に関すること。 (3) 都市計画に関すること。 (4) 開発に関すること。 (5) 建築指導に関すること。 (6) 公園、緑地及び街路に関すること。

	(7) 住宅に関すること。
スポーツ振興課	(1) スポーツの振興に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(鴨川市行政不服審査等に関する条例の一部改正)
- 2 鴨川市行政不服審査等に関する条例（平成28年鴨川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条中「企画総務部総務課」を「総務課」に改める。

議案第 58 号

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例

鴨川市附属機関設置条例(平成 31 年鴨川市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 市長の附属機関の表鴨川市観光振興検討委員会の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 観光振興検討委員会の委員の項を削る。

議案第 59 号

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第 23 条第 2 項中「修了した保育士」の次に「（法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第 29 条第 1 項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 A 型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第 31 条第 1 項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 B 型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第 44 条第 1 項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第 47 条第 1 項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業

所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

附則第8条中「この条において」を削る。

附則第9条に次の1項を加える。

2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。)」とあるのは、「除く。)又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

(鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年鴨川市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(鴨川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 鴨川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年鴨川市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年鴨川市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職員」の次に「(乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。)」を加える。

第9条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出しを「(虐待等の禁止)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第6号を次のように改める。

(6) 利用定員

第16条第7号中「並びに乳児等通園支援事業」を「その他」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律

第 65 号) 第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に規定する確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第 22 条第 1 項中「保育士」の次に「(法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。)」を加える。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第 22 条の 2 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

第 26 条後段を削る。

第 27 条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条の規定（同条中鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 13 条の改正規定（「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める部分に限る。）及び同条例第 22 条第 1 項の改正規定を除く。）は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 60 号

鴨川市老人憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
鴨川市老人憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。
令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市老人憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
鴨川市老人憩の家の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 109 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

議案第 61 号

水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例

(鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の廃止)

第 1 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 143 号)
- (2) 鴨川市水道事業の設置等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 144 号)
- (3) 鴨川市水道事業給水条例(平成 17 年鴨川市条例第 146 号)
(鴨川市職員定数条例の一部改正)

第 2 条 鴨川市職員定数条例(平成 17 年鴨川市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び企業職の職員」を削る。

第 2 条第 7 号を削る。

(鴨川市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 3 条 鴨川市職員の定年等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「及び鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 143 号)第 4 条」を削る。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 4 条 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 水道事業運営委員会の委員の項を削る。

(鴨川市情報公開条例等の一部改正)

第 5 条 次に掲げる条例の規定中「(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)」を削る。

- (1) 鴨川市情報公開条例(平成 18 年鴨川市条例第 6 号)第 2 条第 1 項
- (2) 鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年鴨川市条例第 4 号)第 12 条第 2 項第 3 号
- (3) 鴨川市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年鴨川市条例第 5 号)第 2 条第 1 項

(鴨川市附属機関設置条例の一部改正)

第 6 条 鴨川市附属機関設置条例(平成 31 年鴨川市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条」を削る。

第 2 条第 1 項中「(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)」を削る。

別表 1 市長の附属機関の表鴨川市水道事業運営委員会の項を削る。

(鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 7 条 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和 2 年鴨川市条例第 39 号)

議 61-2

の一部を次のように改正する。

第1条中「、地方公務員法」を「並びに地方公務員法」に改め、「並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項」を削る。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 62 号

鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例の制定について
鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例

鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例（平成 17 年鴨川市条例第 149 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 鴨川市立国保病院の施設を利用する者から徴収する使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）については、この条例の定めるところによる。

(使用料等を徴収する事項及び使用料等の額)

第 2 条 使用料等を徴収する事項及び使用料等の額は、別表のとおりとする。

(使用料等の減免等)

第 3 条 市長は、特別の事情により使用料等を徴収することが適当でないと認められる者に対しては、その一部を減額し、又はその全部を免除することができる。

2 市長は、特別の事情があると認められる者に対しては、使用料等を延納させ、又は分納させることができる。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第 2 条関係）

使用料等を徴収する事項		使用料等の額
診療等	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項の規定による定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬算定方法」という。）その他の法令等に算定方法の定めのある診療又は介護サービスであって、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されないこととなるもの	診療報酬算定方法その他の法令等により算定した額（以下「健康保険等医療費」という。）
	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、國家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）又は地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定による療養の給付として行われる診療	健康保険等医療費に 100 分の 115 を乗じて得た額
	自動車（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第 2 項に規定する運行をいう。）により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療であって、健康保険法その他の社会	健康保険等医療費に 100 分の 200 を乗じて得た額

	保険に関する法令の規定による療養の給付又は診療として行われる診療以外のもの	
	上記以外の診療	健康保険等医療費に 100 分の 150 を乗じて得た額
文書	死体検案書	1 通につき 6,600 円
	死亡診断書	1 通につき 4,400 円
	領収金額証明書（1 月分）	1 通につき 550 円
	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、複雑な程度のものとして規則で定めるもの	1 通につき 5,500 円
	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、通常の程度のものとして規則で定めるもの	1 通につき 3,300 円
	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、軽易な程度のものとして規則で定めるもの	1 通につき 1,100 円
	上記以外の医師の証明を要しない証明書	1 通につき 550 円
	訪問診療、訪問看護等に利用する自動車	片道 2 キロメートルまで 220 円 片道 2 キロメートルを超える部分につき 1 キロメートル増すごとに 110 円
病室	216 号室、217 号室、233 号室、234 号室、333 号室及び 334 号室	1 室 1 日につき 6,600 円
	316 号室及び 317 号室	1 室 1 日につき 4,400 円
	201 号室、202 号室、203 号室、214 号室、215 号室、218 号室、219 号室、220 号室、221 号室、232 号室、301 号室、302 号室及び 332 号室	1 室 1 日につき 3,300 円
	テレビ及び冷蔵庫	1 組 1 日につき 330 円
	その他	原価又は実費を基礎として市長が別に定める額

備考

- 1 診療等に係る使用料等であって、消費税法第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されないこととなる診療等以外のものについては、上記の額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。
- 2 本市に住所を有しない者が利用する場合の病室の使用料（テレビ及び冷蔵庫の使用料を除く。）は、上記の額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる診療等、施行日以後に交付する文書、施行日以後に行われる訪問診療等に係る自動車及び施行日以後に利用する病室の使用料等について適用し、施行日前に行われた診療等、施行

日前に交付した文書、施行日前に行われた訪問診療等に係る自動車及び施行日前に利用した病室の使用料等については、なお従前の例による。

議案第 63 号

鴨川市基本構想を定めることについて

鴨川市基本構想に関する条例（平成 26 年鴨川市条例第 19 号）第 2 条の規定により、鴨川市基本構想を別紙のとおり定める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

第3次鴨川市基本構想

第1章 計画策定の趣旨

本市は、平成17年の旧鴨川市と旧天津小湊町の合併以来、平成18年3月に策定した「第1次鴨川市基本構想」、平成28年3月に策定した「第2次鴨川市総合計画」に基づき、各種施策の推進に取り組んできました。また、平成28年1月に「鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、続く令和3年3月に策定した「第2期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「鴨川市第4次5か年計画」と一体的な計画とし、人口減少への対応、地域経済の活性化などに向けた取組を進めてきました。

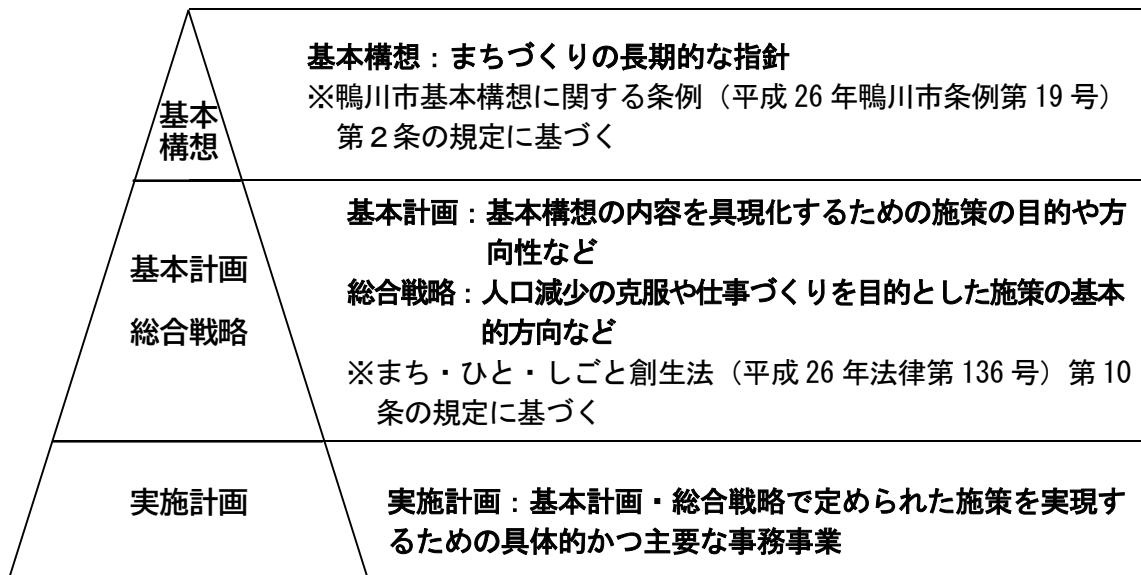
しかしながら、想定を上回る人口減少・少子高齢化の加速に加え、気候変動に伴う豪雨災害の頻発・激甚化、地域の担い手不足、医療・介護ニーズの増大、さらには物価高騰など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。特に、近年のデジタル技術の急速な進展は、柔軟で多様な働き方が広がるなど、社会環境の変化をもたらし、私たちの生活も大きな転換の時期を迎えています。

このような厳しい状況だからこそ、中長期的な視点を持ち、社会の潮流や将来を見据えながら、本市が目指すべき将来像やまちづくりの方向性を明確にし、必要な施策を推進していくことが求められています。

第2次鴨川市総合計画は、令和7年度をもってその計画期間が終了することから、本市の地域特性や地域資源を最大限に活用し、市民との協働と、産・官・学・金・労・言・士の連携を基調としたまちづくりの指針として、「第3次鴨川市総合計画」を策定します。

第2章 計画の構成・期間

1 計画の構成



2 計画の期間

基本構想の期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。また、基本計画の第 5 次 5 か年計画及び第 3 期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間を、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。さらに、実施計画の計画期間は 3 年間とし、前期実施計画の期間は、令和 8 年度から令和 10 年度までとします。

第3章 将来人口等の見通し

1 推計人口

本市の人口は、長期間にわたり一貫して減少していますが、この傾向は今後も継続すると推定されます。国立社会保障・人口問題研究所によると、2030（令和12）年時点では、総人口が28,186人となり、2050（令和32）年には22,407人になると推計されています。年齢別では、年少人口と生産年齢人口は、人口・構成割合とともに減少となる一方、老人人口は、人口増のピークこそ超えるものの、構成割合は一貫して増加し40%を超えると推計されます。

本市の「自然増減」は、死亡数が出生数を上回る「自然減」の状態が続いており、また、その減少幅も徐々に大きくなってきています。

「社会増減」については、年によってバラツキがあり、転入超過（「社会増」）となる年もあるものの、全体としては転出超過（「社会減」）の傾向となっています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移

年	総人口	年少人口 0～14歳	生産年齢人口 15～64歳	老人人口 65歳以上	年少人口 割合	生産年齢 人口割合	老人人口 割合	
実績	1995	人 39,283	人 5,677	人 24,299	人 9,298	% 14.5	% 61.9	% 23.7
	2000	37,653	4,738	22,652	10,263	12.6	60.2	27.3
	2005	36,475	4,183	21,201	11,022	11.5	58.2	30.3
	2010	35,766	3,929	20,221	11,567	11.0	56.6	32.4
	2015	33,932	3,524	17,985	12,295	10.4	53.2	36.4
	2020	32,116	2,991	16,205	12,375	9.5	51.3	39.2
推計	2025	29,748	2,439	15,335	11,974	8.2	51.5	40.3
	2030	28,186	2,160	14,744	11,282	7.7	52.3	40.0
	2035	26,610	1,996	13,717	10,897	7.5	51.5	41.0
	2040	25,092	1,980	12,414	10,698	7.9	49.5	42.6
	2045	23,663	1,921	11,546	10,196	8.1	48.8	43.1
	2050	22,407	1,800	11,030	9,577	8.0	49.2	42.7

出典 実績：各年国勢調査、推計：日本の地域別将来推計人口（令和5年12月）

※（実績）総人口は年齢不詳を含むため各項目の和と一致しない。

2 将来展望

① 展望に当たっての視点

- ・合計特殊出生率の向上を図ります。
- ・移住・定住の促進により、社会増減の均衡を図ります。

② 将来展望

人口が減少していくことを前提に、その減少幅を抑制していくことを目指します。

第4章 土地利用構想

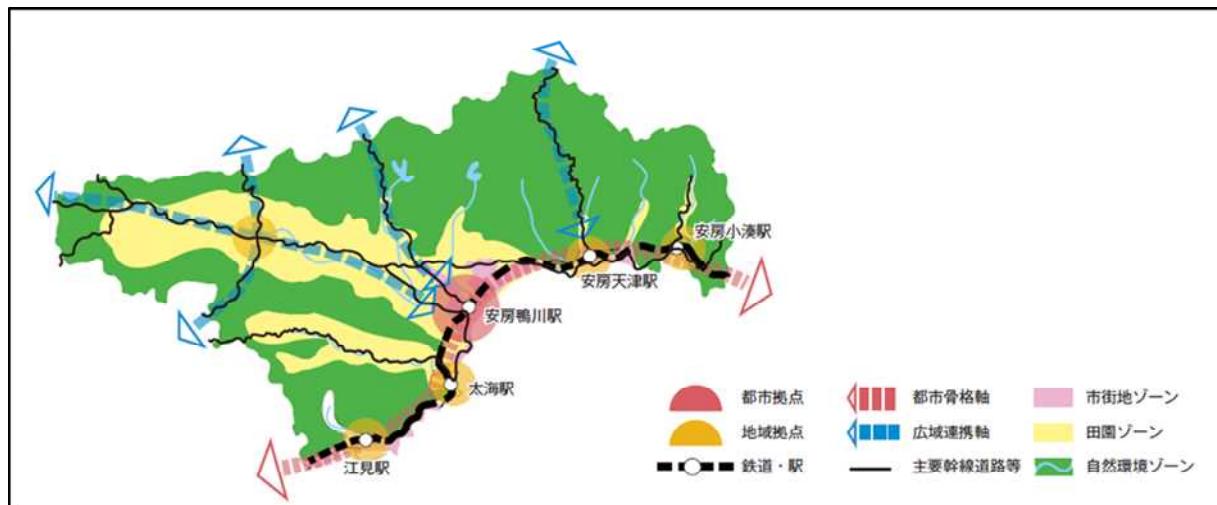
1 土地利用の基本方針

本市のまちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、本市の土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

- 総合的かつ計画的な土地利用に向けた適切な誘導施策の推進
- 自然環境の多面的機能の確保に配慮した保全と活用
- 歴史・文化と風土を尊重した魅力ある景観の保全と活用
- 安心・安全に暮らすことができるまちづくりの推進
- 地域特性を最大限に活かした既存産業の育成と新たな産業基盤の整備
- 魅力的で利便性の高い都市空間・居住空間の形成
- 幅広い交流と快適な生活を支える交通基盤の整備

2 将来都市構造

将来都市構造は、人々が集い、憩い、活動する場となる「拠点」、人や物の主要な動線を示す「軸」、そして、同じ特性を持った土地利用が連続して広がる範囲を示す「ゾーン」の3つの要素に分類して設定します。



① 抱点

都市拠点 都市機能の集積を図るエリア

J R 安房鴨川駅を中心に形成された市街地を本市の『都市拠点』に位置付け、市民や来訪者の活動の拠点として、商業・業務機能や公共公益機能、交通結節機能の拡充を図り、中心拠点にふさわしい環境整備と賑わいの創出を図ります。

地域拠点 市民生活の中核を担うエリア

鉄道駅を有する天津・小湊・太海・江見地区及び主要地方道鴨川保田線と国道 410 号の交差点周辺に形成された市街地を『地域拠点』に位置付け、地域住民の生活利便性の向上に資する都市機能の充実を図るとともに、既成市街地内の生活環境の改善を推進します。

② 軸

都市骨格軸 広域的な交流を支える本市の骨格となる動線

都市拠点と周辺都市との間の移動を支えるとともに、本市の主要市街地が形成されている都市拠点と地域拠点との間をつなぐ J R 外房線・内房線、国道 128 号を本市の『都市骨格軸』に位置付け、交通機能の維持・強化を図ります。

広域連携軸 都市機能をつなぎ合わせる市内の主要動線

都市骨格軸を補完し、都市拠点、地域拠点及び周辺都市の間の移動を支える国道 410 号及び主要地方道を『広域連携軸』に位置付け、道路機能の更なる強化を促進します。

③ ゾーン

市街地ゾーン 安心・安全に住み続けることのできる質の高い市街地

多くの市民が居住するとともに、行政機能や広域的な商業機能が集積する海岸沿いの既成市街地を『市街地ゾーン』に位置付け、都市基盤の充実を図るとともに、市民がいつまでも安心・安全に住み続けることができる、質の高い市街地環境の形成を推進します。

田園ゾーン 既存集落の維持・活性化に資する農業生産の場

本市の山間の平たん地に広がる農地や、そこに形成される集落地帯を『田園ゾーン』に位置付け、農業生産の場となる農地の保全・管理を図るとともに、既存集落の維持・活性化にも配慮した適正な土地利用誘導を推進します。

自然環境ゾーン 防災や環境保全等の機能を有する自然環境が広がるエリア

沿岸部や丘陵・山間部の森林、河川など、豊かな自然環境が広がる地帯を『自然環境ゾーン』に位置付け、多様な主体による適正な保全・管理を図りながら、自然が有する防災機能や環境保全機能の維持を図るとともに、観光資源としての計画的な活用を推進します。

第5章 計画の方向性

1 目指す将来都市像（地域ビジョン）

健康と観光の融合都市

～自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川～

本市が誇る美しい海と山々、そして温暖な気候を背景に、歴史・文化・自然の恵みを有する観光資源に恵まれた地域であることの強みを最大限に活かし、地域住民と来訪者がともに健康で充実したライフスタイルを送る都市モデルを創出します。

医療・福祉・観光・農業など多分野の連携を通じて、“癒し”と“活力”を提供する次世代型ウェルネスシティを構築し、自然と調和した暮らしの中で、地域経済の活性化と住民のQOL（生活の質）向上を両立させます。

サーフィンや釣りを楽しむ海、土に触れて癒される里山、心も体もほぐす温泉、農水産物の魅力ある食材、歴史と文化を伝える神社仏閣、仲間とともに汗を流すスポーツ施設、さらには充実した医療環境に至るまで、多様な分野において心身の健康増進につながる観光資源が集積しています。これらを有機的に活かし、「健康」と「観光」を融合させたまちづくりを進めることで、市民が健やかに暮らし、訪れる人々が癒しと活力を得られる持続可能な地域社会の実現を目指します。

2 まちづくりの基本理念

本市を取り巻く社会・経済環境、地域ニーズの変化に対応し、本市が進むべき方向性を明らかにするため、本市が推進するまちづくりの全分野にわたる基本理念を次のとおり定めます。

① 「交流」のまちづくり

多くの人々が集う、交流に支えられた賑わいあふれるまちづくりを進めます。

② 「元気」のまちづくり

地域全体が活力にあふれ、住む人も訪れる人も元気になる、住んでみたい、ずっと住み続けたいまちづくりを進めます。

③ 「環境」のまちづくり

豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した、持続的に発展可能なまちづくりを進めます。

④ 「協働」のまちづくり

産学官民の連携による協働のまちづくり・ひとづくりのもと、みんなが主役のまちづくりを進めます。

⑤ 「安心」のまちづくり

市民一人ひとりが安全で健やかに、生涯を通して安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

3 まちづくりの基本方針

基本方針は、本市のまちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、政策分野ごとに、その取り組むべき方向性を定めるものです。

基本方針 1：地域の特色を活かした賑わいと活力あるまち

持続可能な農林水産業の振興に注力し、地域の豊かな自然資源を活かした生産力の向上と安定的な産業基盤の確立を図ります。地域の特色を活かした農林水産物のブランド化や6次産業化の推進にも取り組み、持続可能な成長を支えます。また、地域に根ざした商工業の振興と企業等の誘致を積極的に進め、新たなビジネスチャンスの創出や雇用の拡大を目指します。さらに、多様な観光資源や交流事業の充実により、地域の魅力を国内外に発信し、観光客や交流人口の増加を促進します。加えて、移住・定住の促進を図るため、生活環境の整備や子育て支援、地域コミュニティの活性化に努めます。人・モノ・経済を循環させることで、魅力があふれる地域の活力と持続可能な発展を支えていきます。

基本施策

- 1－1 持続可能な農林水産業の振興
- 1－2 地域に根ざした商工業の振興と企業等の誘致
- 1－3 多様な観光・交流の振興
- 1－4 移住・定住の促進

基本方針 2：魅力あふれる住みやすいまち

利便性の高い地域交通網の整備を推進し、市内外の移動がよりスマーズかつ便利になる環境を整えることで、市民の生活の利便性向上と経済活動の活性化を図り、地域の発展に寄与します。また、快適な居住環境の整備にも力を入れることで、住宅や公共空間の質の向上を図ります。さらに、上下水道の整備を着実に進め、安全で安定した水環境の提供に努めるとともに、環境衛生施設の充実を図り、健康で清潔な生活基盤の強化に取り組みます。このように生活基盤を整備することで、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。

基本施策

- 2－1 利便性の高い地域交通網体系の整備
- 2－2 快適で安全な居住環境の整備
- 2－3 上下水道の整備
- 2－4 環境衛生施設の整備

基本方針3：自然と共生する安心・安全なまち

豊かな自然環境の保全と市民の環境意識の高揚に取り組み、地域の自然資源を未来へ継承します。また、循環型社会の形成と脱炭素化を積極的に推進し、環境負荷の軽減と持続可能な社会の実現を目指します。さらに、消防・防災体制の整備充実により、災害に強いまちづくりを進め、市民の安全を確保します。加えて、防犯対策や交通安全の推進を強化し、誰もが安心して暮らせる環境を整備していきます。これらの施策を通じて、自然と共生しながら安全で安心できるまちを目指します。

基本施策

- 3-1 自然環境の保全と環境意識の高揚
- 3-2 循環型社会の形成と脱炭素化の推進
- 3-3 消防・防災体制の整備充実
- 3-4 防犯・交通安全対策の推進

基本方針4：夢と学びのまち

子どもたちが自ら考え、行動する力を身につけられるよう、地域や家庭と連携した学校教育の充実に取り組み、個々の学びを支える教育環境を整備します。また、市民が年齢や世代を問わず学び続けられるよう、生涯学習の機会を充実させ、地域の活力やつながりの強化につなげていきます。さらに、伝統文化や芸術活動の振興を通じて、心豊かに暮らせる地域づくりを進めます。加えて、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境を整え、健康づくりや地域の一体感の醸成を図ります。こうした学びや文化・スポーツの振興を通じて、市民一人ひとりが夢を持ち、成長を実感できるまちを目指します。

基本施策

- 4-1 生きる力を育む学校教育の充実
- 4-2 生涯学習の充実と文化の振興
- 4-3 スポーツの振興

基本方針 5：健やかに暮らせる福祉のまち

健康寿命の延伸と生涯現役生活の実現に向けて、市民一人ひとりの健康づくりや介護予防を推進し、高齢者が社会とのつながりを保ちながら、いきいきと活躍できる環境づくりを進めます。安心して子どもを産み育てられるまちを実現するため、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援体制を整え、保育サービスの充実や子育てに関する相談体制の強化に取り組みます。また、障害のある人や高齢者、子育て世代、外国人など多様な立場の人々が、地域の中で互いに支え合いながら自分らしく生活できるよう、福祉サービスの向上と地域共生の仕組みづくりを推進します。全ての市民が安心して暮らせるよう、誰もが尊重され、主体性を持って参加できる包容力のあるまちの実現を目指します。

基本施策

- 5－1 健康寿命の延伸と生涯現役生活の実現
- 5－2 安心して産み、育てられる子育て支援の推進
- 5－3 みんながいきいきと暮らせる社会の形成

基本方針 6：健全で効率的な行財政運営を実現するまち

市民サービスの安定的な提供と利便性の向上に向けて、業務の見直しやデジタル化の活用を進め、行政の質を高めます。また、中長期的な視点に立った健全な財政基盤の確立に取り組み、安定的な自治体運営を支えるとともに、透明性と信頼性のある行財政運営を実現します。これらの施策を通じて、限られた財源を有効に活用し、持続可能で効率的な行政運営を推進することで、変化する社会情勢や多様な行政課題に柔軟に対応できる体制を整え、市民とともに歩む持続可能なまちづくりを進めます。

基本施策

- 6－1 市民サービスの安定化と利便性向上
- 6－2 健全な財政基盤の確立

議案第 64 号

鴨川市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて
鴨川市の特定の事務を取り扱わせる次の郵便局の指定を令和 8 年 3 月 31 日をもって取
り消す。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

郵便局の名称

日本郵便株式会社関東支社管内の次の郵便局

- (1) 鴨川前原郵便局
- (2) 東条郵便局
- (3) 鴨川田原郵便局
- (4) 長狭郵便局
- (5) 金束郵便局
- (6) 太海郵便局
- (7) 曽呂郵便局

議案第 65 号

指定管理者の指定について
指定管理者を次のように指定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

鴨川市四方木ふれあい館

鴨川市四方木 367 番地 2

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

四方木町内会

会長 松本 一郎

鴨川市四方木 364 番地 13

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 66 号

指定管理者の指定について
指定管理者を次のように指定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

鴨川オーシャンパーク

鴨川市江見太夫崎 22 番地

- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

一般社団法人鴨川市農林業体験交流協会

代表理事 田村 政彦

鴨川市江見太夫崎 22 番地

- 3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 67 号

指定管理者の指定について
指定管理者を次のように指定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

鴨川市小湊さとうみ学校

鴨川市内浦 1891 番地 1

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

一般社団法人ウェルネスポーツ鴨川

代表理事 清水 宣雄

鴨川市太尾 866 番地 1

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 68 号

安房郡市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について

安房郡市広域市町村圏事務組合規約を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

安房郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

安房郡市広域市町村圏事務組合規約（昭和45年千葉県指令第1876号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 9 号中「安房地域の水道事業に係る統合協議会の事務局に関すること。」を「水道事業の経営に関すること。」に改める。

第14条第 3 項の次に次の 2 項を加える。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、第 4 条第 9 号に規定する事務に係る経費は、当該事務に係る料金、企業債、補助金、出資金、負担金及びその他の収入をもってあてる。
- 5 前項に規定する出資金及び負担金の負担割合は、組合議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 69 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

令和 8 年 3 月 31 日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和三十年千葉県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十四号を次のように改める。

十四 削除

別表第一中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第二第三条第一項第一号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、第三条第一項第三号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第二第三条第一項第十四号に掲げる事務の項を削る。

附 則

この規約は、令和八年四月一日から施行する。

議案第 70 号

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 262,936 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,652,866 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税		4,503,292	87,100	4,590,392
	1 市民税	1,842,100	87,100	1,929,200
14 使用料及び手数料		723,757	4	723,761
	1 使用料	448,011	4	448,015
15 国庫支出金		2,342,004	98,638	2,440,642
	1 国庫負担金	1,309,648	109,484	1,419,132
	2 国庫補助金	1,012,701	△ 10,846	1,001,855
16 県支出金		1,145,598	22,440	1,168,038
	1 県負担金	600,353	17,403	617,756
	2 県補助金	421,061	7,653	428,714
	3 委託金	124,184	△ 2,616	121,568
18 寄附金		651,207	56,637	707,844
	1 寄附金	651,207	56,637	707,844
19 繰入金		1,287,303	△ 43,735	1,243,568
	2 基金繰入金	1,190,544	△ 43,735	1,146,809
21 諸収入		403,496	26,852	430,348
	4 雜入	285,461	26,852	312,313
22 市債		1,229,750	15,000	1,244,750

	1 市債	1,229,750	15,000	1,244,750
歳入合計		19,389,930	262,936	19,652,866

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,832,558	△ 13,419	3,819,139
	1 総務管理費	3,359,440	△ 5,024	3,354,416
	2 徴税費	225,571	△ 1,247	224,324
	3 戸籍住民基本台帳費	141,658	1,080	142,738
	4 選挙費	48,415	△ 8,224	40,191
	5 統計調査費	38,243	41	38,284
	6 監査委員費	19,231	△ 45	19,186
3 民生費		6,338,678	243,093	6,581,771
	1 社会福祉費	3,365,147	128,644	3,493,791
	2 児童福祉費	2,424,958	18,721	2,443,679
	3 生活保護費	535,637	95,726	631,363
	4 国民年金事務取扱費	11,822	2	11,824
4 衛生費		2,083,152	1,750	2,084,902
	1 保健衛生費	373,317	△ 683	372,634
	2 清掃費	1,466,990	2,433	1,469,423
6 農林水産業費		672,046	11,230	683,276
	1 農業費	479,648	10,975	490,623
	2 林業費	68,097	△ 40	68,057

	3 水産業費	124, 301	295	124, 596
7 商工費		420, 834	2, 100	422, 934
	1 商工費	420, 834	2, 100	422, 934
8 土木費		665, 028	7, 007	672, 035
	2 道路橋梁費	397, 074	7, 000	404, 074
	4 都市計画費	51, 582	7	51, 589
9 消防費		927, 778	11, 596	939, 374
	1 消防費	927, 778	11, 596	939, 374
10 教育費		1, 643, 546	△ 421	1, 643, 125
	1 教育総務費	197, 974	△ 35	197, 939
	2 小学校費	260, 310	△ 1, 178	259, 132
	3 中学校費	135, 190	△ 519	134, 671
	5 社会教育費	354, 582	703	355, 285
	6 保健体育費	695, 490	608	696, 098
歳 出 合 計		19, 389, 930	262, 936	19, 652, 866

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス事業	76,800
	3 河川費	河川改修事業	25,000
		急傾斜地崩壊対策事業	2,250

第3表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
遊休施設活用等検討支援業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	5,500
小湊さとうみ学校指定管理料	自 令和7年度 至 令和12年度	120,000
小湊さとうみ学校屋外夜間照明更新工事	自 令和7年度 至 令和8年度	4,840
戸籍総合システム更新事業	自 令和7年度 至 令和8年度	648
マイナンバーオンライン窓口業務委託料	自 令和7年度 至 令和10年度	9,395
オーシャンパーク指定管理料	自 令和7年度 至 令和12年度	56,875
学習支援ソフトウェア使用料	自 令和7年度 至 令和12年度	12,360
事務用機器等に係る使用料及び賃借料	自 令和7年度 至 令和8年度	4,782
情報機器、情報ネットワークシステム等に係る使用料及び賃借料	自 令和7年度 至 令和8年度	40,260

事 項	期 間	限 度 額
車両に係る使用料及び賃借料	自 令和7年度 至 令和8年度	520
施設設備品等に係る使用料及び賃借料	自 令和7年度 至 令和8年度	289
事務用機器等に係る保守業務等委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	1,859
情報機器、情報ネットワークシステム等に係る保守業務等委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	41,971
施設設備に係る保守等業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	18,041
施設に係る警備業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	2,411
施設に係る維持管理等業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	10,971
施設に係る清掃業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	7,415
学校給食等に係る賄材料費	自 令和7年度 至 令和8年度	73,348

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
薬品等購入費	自 令和7年度 至 令和8年度	19,160
印刷製本等業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	12,143
ソフトウェア、通信サービス等利用料	自 令和7年度 至 令和8年度	5,797
公金収納関連業務に係る手数料及び委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	15,840
振込データ伝送に係るサービス利用料	自 令和7年度 至 令和8年度	396
各種損害保険料	自 令和7年度 至 令和8年度	220
ふるさと納税ポータルサイト等各種システム使用料	自 令和7年度 至 令和8年度	72,271
ふるさと納税推進事業委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	39,073
地域おこし協力隊支援業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	6,834

事 項	期 間	限 度 額
移住支援事業に係る業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	3,979
民生委員・児童委員活動業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	4,400
安房地域権利擁護推進センター運営事業委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	9,500
高齢者緊急通報システム設置及び保守点検業務に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	1,281
高齢者福祉サービス等に係る業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	7,142
障害者福祉サービス等に係る業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	22,978
児童福祉サービス等に係る業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	61,868
健康管理等に係る業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	77,949
廃棄物処理に係る業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	631,717

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
有害鳥獣捕獲等業務に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	43,560
中小企業資金融資預託貸付金	自 令和7年度 至 令和8年度	75,000
通学・通園バス等の運行業務に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	104,298

第4表 地方債補正

追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
全国瞬時警報システム受信設備更新事業	10,000	普通貸借 又は 証券発行	5. 0 %以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金及び地方公共團 体金融機関資金については その融通条件により、銀行 その他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より、据置期間及び償還期 限の短縮、繰上償還並びに 低利債への借換えをすること ができる。
計	10,000			

変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方 法	利率	償還の方法	限度額	起債の方 法	利率	償還の 方 法
水利施設等保全高度化事業	4,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融機関資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。	9,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
計	4,200				9,200			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	4,503,292	87,100	4,590,392
14 使用料及び手数料	723,757	4	723,761
15 国庫支出金	2,342,004	98,638	2,440,642
16 県支出金	1,145,598	22,440	1,168,038
18 寄附金	651,207	56,637	707,844
19 繰入金	1,287,303	△ 43,735	1,243,568
21 諸収入	403,496	26,852	430,348
22 市債	1,229,750	15,000	1,244,750
歳入合計	19,389,930	262,936	19,652,866

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,832,558	△ 13,419	3,819,139	△ 16,539	△ 300	450	2,970
3 民生費	6,338,678	243,093	6,581,771	128,863		55,637	58,593
4 衛生費	2,083,152	1,750	2,084,902	1,010			740
6 農林水産業費	672,046	11,230	683,276	2,135	5,000	1,100	2,995
7 商工費	420,834	2,100	422,934		300		1,800
8 土木費	665,028	7,007	672,035				7,007
9 消防費	927,778	11,596	939,374		10,000	1,000	596
10 教育費	1,643,546	△ 421	1,643,125			△ 83	△ 338
歳 出 合 計	19,389,930	262,936	19,652,866	115,469	15,000	58,104	74,363

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 個人	1,642,000	87,100	1,729,100	1 現年度課税分	87,100	現年度課税分 所得割 均等割
計	1,842,100	87,100	1,929,200			87,100 85,900 1,200

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

4 農林水産使 用料	9,477	4	9,481	2 林業使用料	4	林道使用料	4
計	448,011	4	448,015				

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫 負担金	1,309,535	109,484	1,419,019	1 社会福祉費負 担金	34,806	障害者自立支援給付費負担金	34,806
				8 児童扶養手当 負担金	2,883	児童扶養手当負担金	2,883
				9 生活保護費負 担金	71,795	生活保護費負担金	71,795
計	1,309,648	109,484	1,419,132				

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫 補助金	630,748	△11,736	619,012	1 総務管理費補 助金	△12,814	デジタル基盤改革支援補助金	△12,814
				2 戸籍住民基本 台帳費補助金	1,078	マイナンバーカード交付事務費補助金	1,078
2 民生費国庫 補助金	275,544	240	275,784	2 児童福祉費補 助金	240	子ども・子育て支援交付金	240
3 衛生費国庫 補助金	25,092	650	25,742	1 清掃費補助金	△404	循環型社会形成推進交付金	△404
				2 保健衛生費補 助金	1,054	感染症予防事業費等国庫補助金 医療施設運営費等補助金	73 981

計	1,012,701	△10,846	1,001,855			
---	-----------	---------	-----------	--	--	--

(款)16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	600,297	17,403	617,700	1 社会福祉費負担金	17,403	障害者自立支援給付費負担金 17,403
計	600,353	17,403	617,756			

(款)16 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	6,455	2,850	9,305	1 総務管理費補助金	2,850	U I J ターンによる起業・就業者創出事業補助金 2,850
2 民生費県補助金	130,245	2,668	132,913	2 児童福祉費補助金	2,668	千葉県子ども・子育て支援補助金 ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金 120 2,548
4 農林水産業費県補助金	234,896	2,135	237,031	1 農業費補助金	2,135	中山間地域等直接支払交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金 1,470 665
計	421,061	7,653	428,714			

(款)16 県支出金

(項) 3 委託金

1 総務費委託金	113,060	△2,616	110,444	4 選挙費委託金	△2,616	千葉県知事選挙委託金 参議院議員選挙委託金 5,609 △8,225
計	124,184	△2,616	121,568			

(款)18 寄附金

(項) 1 寄附金

2 総務費寄附金	650,000	1,000	651,000	1 総務費寄附金	1,000	企業版ふるさと納税寄附金 1,000
3 民生費寄附金	0	55,637	55,637	1 民生費寄附金	55,637	民生費寄附金 55,637
計	651,207	56,637	707,844			

(款)19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	317,372	△43,652	273,720	1 財政調整基金繰入金	△43,652	財政調整基金繰入金 △43,652
-------------	---------	---------	---------	-------------	---------	-------------------

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
21 教育振興基金繰入金	11,267	△83	11,184	1 教育振興基金 繰入金	△83	教育振興基金繰入金 △83
計	1,190,544	△43,735	1,146,809			

(款)21 諸収入

(項) 4 雜入

4 過年度収入	23,592	4,508	28,100	1 過年度収入	4,508	子どものための教育・保育給付費国庫負担金過年度収入 児童手当県負担金過年度収入 子どものための教育・保育給付費県費負担金過年度収入 子育てのための施設等利用給付費県費負担金過年度収入 子育てのための施設等利用給付費国庫負担金過年度収入	2,697 573 1,207 10 21
5 雜入	261,867	22,344	284,211	2 雜入	22,344	後期高齢者医療療養給付費負担金精算金 介護給付・訓練給付費返還金 鴨川市移住就業支援金返還金 森林環境譲与税関連協力金	17,863 2,781 600 1,100
計	285,461	26,852	312,313				

(款)22 市債

(項) 1 市債

4 農林水産業債	79,000	5,000	84,000	1 農業債	5,000	水利施設等保全高度化事業債	5,000
7 消防債	17,800	10,000	27,800	1 消防債	10,000	全国瞬時警報システム受信設備更新事業債	10,000
計	1,229,750	15,000	1,244,750				

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	488,133	△89	488,044				△89	12 委託料	△89	●行政管理事務費 △89 12 委託料 △89 ・公文書廃棄業務委託料 △89
2 人事管理費	521,030	990	522,020				990	12 委託料	990	●人事管理事務費 990 12 委託料 990 ・人事給与システム改修委託料 990
6 財産管理費	521,130	1,679	522,809				1,679	10 需用費	1,038	●財産管理事業 496 10 需用費 496 ・光熱水費 496
								13 使用料及び賃借料	641	●庁用一般事務費 641 13 使用料及び賃借料 641 ・複写機使用料 641
										●遊休施設活用推進事業 542 10 需用費 542 ・修繕料 542
7 企画費	1,142,614	3,891	1,146,505	2,850	△300	450	891	10 需用費	641	●移住定住支援事業 4,250 18 負担金、補助及び交付金 3,800 ・移住就業支援金 3,800
								12 委託料	△1,000	22 償還金、利子及び割引料 450 ・国県支出金等返還金 450
								18 負担金、補助及び交付金	3,800	●小湊さとうみ学校管理運営事業 △359 10 需用費 641 ・修繕料 641
								22 償還金、利子及び割引料	450	12 委託料 △1,000 ・小湊さとうみ学校指定管理料 △1,000
8 支所及び出張所費	68,512	743	69,255				743	1 報酬	5	●出張所維持管理費 349 11 役務費 139

2 総務費

1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他の				
									• 電話料 64 • 機器等処分手数料 75 12 委託料 79 • 模写電送装置移設業務委託料 79 14 工事請負費 41 • 吉尾出張所移転工事 △245 • 非常通報装置移設工事 286 17 備品購入費 38 • 事務用備品費 38 18 負担金、補助及び交付金 52 • 吉尾出張所用施設使用負担金 52 ●天津小湊支所事務費 5 1 報酬 5 • 会計年度任用職員報酬 5 ●天津小湊支所維持管理費 302 10 需用費 302 • 光熱水費 222 • 修繕料 80 ●公用車費（天津小湊支所） 30 10 需用費 30 • 修繕料 30 ●コミュニティセンター小湊維持管理費 57 10 需用費 57 • 修繕料 57 ●基幹系システム維持管理事業 14,835 11 役務費 117 • コンピュータ用通信回線設置料 88 • コンピュータ用専用回線使用料 29	
10 電子計算費	526,150	△12,238	513,912	△12,242			4	11 役務費 202 12 委託料 1,707 13 使用料及び賃借料 △1,905 21 補償、補填及び賠償金 △12,242		

									12 委託料	8,142
								・ネットワークシステム設定 業務委託料	2,458	
								・基幹系業務機器保守委託料	587	
								・住民記録系システム運用保 守委託料	1,039	
								・税系システム運用保守委託 料	2,738	
								・総合保健福祉システム運用 保守委託料	1,320	
								13 使用料及び賃借料	6,576	
								・住民記録系システムパッケ ージ使用料	1,320	
								・税系システムパッケージ使 用料	2,640	
								・子ども子育て支援システム パッケージ使用料	198	
								・障害者福祉・重度障害者医 療費助成システムパッケ ージ使用料	222	
								・総合保健福祉システムパッ ケージ使用料	1,151	
								・地方税共通納税システムパ ッケージ使用料	70	
								・福祉総合システムサーバ機 器リース料	975	
								●情報系システム維持管理事業	74	
								11 役務費	74	
								・コンピュータ用通信回線設 置料	44	
								・コンピュータ用専用回線使 用料	29	
								・会議等ペーパーレス化事業 通信回線使用料	1	
								●地域情報化推進事業	11	
								11 役務費	11	

2 総務費

1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット接続料 11 ●システム標準化事業 △27,158 12 委託料 △6,435 ・住民記録システム運用支援業務委託料 △3,630 ・福祉総合システム運用支援業務委託料 △990 ・健康管理システム運用支援業務委託料 △330 ・国保事務処理システム運用支援業務委託料 △1,485 13 使用料及び賃借料 △8,481 ・住民情報システム使用料 △5,304 ・福祉総合システム使用料 △2,053 ・健康管理システム使用料 △841 ・国保事務処理システム使用料 △283 21 補償、補填及び賠償金 △12,242 ・リース解約金 △12,242 	
計	3,359,440	△5,024	3,354,416	△9,392	△300	450	4,218			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴稅費

1 税務総務費	201,862	△1,020	200,842			△1,020	12 委託料	△1,020	<ul style="list-style-type: none"> ●評価替賦課資料作成及び管理事業 △1,020 12 委託料 △1,020 ・土地評価業務委託料 △220 ・固定資産税課税基礎資料整備委託料 △800
2 賦課徵收費	23,709	△227	23,482			△227	10 需用費	△2,136	<ul style="list-style-type: none"> ●賦課徵收事務費 △227 10 需用費 △2,136 ・消耗品費 △5 ・印刷製本費 △2,131 12 委託料 1,909

									・納稅通知書等作成業務委託 料
計	225,571	△1,247	224,324				△1,247		1,909

(款) 2 總務費

(項) 3 戶籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	141,658	1,080	142,738	1,078			2	11 役務費	569	●マイナンバーカード交付事務費	1,080
								12 委託料	511	11 役務費	569
										・郵便料	569
										12 委託料	511
										・オンライン窓口業務委託料	511
計	141,658	1,080	142,738	1,078			2				

(款) 2 總務費

(項) 4 選舉費

4 參議院議員選挙費	35,931	$\triangle 8,224$	27,707	$\triangle 8,225$		1	1 報酬	$\triangle 125$	● 參議院議員選挙費	$\triangle 8,224$
							3 職員手当等	$\triangle 5,242$	1 報酬	$\triangle 125$
							8 旅費	$\triangle 70$	・開票立会人報酬	$\triangle 106$
							10 需用費	$\triangle 1,573$	・会計年度任用職員報酬	$\triangle 19$
							11 役務費	$\triangle 461$	3 職員手当等	$\triangle 5,242$
							12 委託料	$\triangle 738$	・時間外勤務手当	$\triangle 4,931$
							13 使用料及び賃借料	$\triangle 15$	・休日勤務手当	$\triangle 311$
									8 旅費	$\triangle 70$
									・費用弁償	$\triangle 70$
									10 需用費	$\triangle 1,573$
									・消耗品費	$\triangle 165$
									・食糧費	$\triangle 77$
									・印刷製本費	$\triangle 21$
									・修繕料	$\triangle 1,310$
									11 役務費	$\triangle 461$
									・郵便料	$\triangle 351$
									・折込料	$\triangle 8$
									・計数機等点検手数料	$\triangle 102$
									12 委託料	$\triangle 738$
									・投票所架設通路設置撤去委託料	$\triangle 76$

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
									• ポスター掲示場設置撤去委託料 △348	
									• 投票所仮設照明設置撤去委託料 △99	
									• 投票所駐車場復旧業務委託料 △215	
計	48,415	△8,224	40,191	△8,225			1		13 使用料及び賃借料 △15 ・自動車借上料 △15	

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

1 統計調査総務費	18,161	18	18,179				18	1 報酬	18	●統計調査事務費 18
2 基幹統計調査費	20,056	23	20,079				23	1 報酬	23	1 報酬 18 ・会計年度任用職員報酬 18
計	38,243	41	38,284				41			●基幹統計調査費 23 1 報酬 23 ・会計年度任用職員報酬 23

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

1 監査委員費	19,231	△45	19,186				△45	8 旅費	△45	●監査委員運営事業 △45
計	19,231	△45	19,186				△45			8 旅費 △45 ・費用弁償 △45

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	650,262	55,786	706,048	△572		55,637	721	10 需用費	720	●基金積立金（地域福祉） 55,638
								12 委託料	△572	24 積立金 55,638 ・地域福祉基金積立金 55,638
								24 積立金	55,638	●総合保健福祉会館維持管理費 652 10 需用費 652 ・燃料費 652

									●天津小湊保健福祉センター維持管理費 10 需用費 ・光熱水費	68 68 68
									●避難行動要支援者（要援護者）支援事業 12 委託料 ・要援護者システム改修業務 委託料（標準化対応）	△572 △572 △572
2 老人福祉費	1,604,508	1,978	1,606,486			1,978	10 需用費 13 使用料及び賃借料 18 負担金、補助及び交付金 27 繰出金	465 175 3,458 △2,120	●特別会計繰出金（介護） 27 繰出金 ・介護保険特別会計繰出金 ●特別会計繰出金（後期医療） 27 繰出金 ・後期高齢者医療特別会計繰出金 ●緊急通報体制等整備事業 13 使用料及び賃借料 ・緊急通報システム機器賃借料 ●福祉センター維持管理費 10 需用費 ・光熱水費 ●江見老人憩の家維持管理費 10 需用費 ・光熱水費 ●後期高齢者医療関連事業 18 負担金、補助及び交付金 ・後期高齢者医療療養給付費 負担金	△1,734 △1,734 △1,734 △386 △386 △386 175 175 175 394 394 71 71 71 3,458 3,458 3,458
3 障害者福祉費	1,110,377	70,880	1,181,257	52,209		18,671	19 扶助費 22 償還金、利子 及び割引料	69,613 1,267	●自立支援給付事業 19 扶助費 ・介護給付・訓練等給付費 22 償還金、利子及び割引料 ・国県支出金等返還金	70,880 69,613 69,613 1,267 1,267
計	3,365,147	128,644	3,493,791	51,637	55,637	21,370				

3 民生費

1 社会福祉費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他の				
2 児童手当費	456,845	292	457,137				292	22 償還金, 利子 及び割引料	292	●児童手当費 292 22 償還金, 利子及び割引料 292 ・国県支出金等返還金 292
3 母子福祉費	110,819	15,417	126,236	5,431		9,986	8 旅費	5	●児童扶養手当費 8,791	
							11 役務費	69	19 扶助費 8,649 ・児童扶養手当給付費 8,649	
							19 扶助費	13,673	22 償還金, 利子及び割引料 142 ・国県支出金等返還金 142	
							22 償還金, 利子 及び割引料	1,670	●母子家庭及び父子家庭等自立 支援事業 1,533	
							8 旅費	5	8 旅費 5 ・費用弁償 5	
							22 償還金, 利子及び割引料	1,528	22 償還金, 利子及び割引料 1,528 ・国県支出金等返還金 1,528	
							●ひとり親家庭等医療費給付事 業 5,093			
							11 役務費	69	11 役務費 69 ・診療報酬審査支払手数料 69	
							19 扶助費	5,024	19 扶助費 5,024 ・ひとり親家庭等医療費等給 付費 5,024	
							●認定こども園維持管理費 1,428			
5 認定こども 園費	721,817	1,428	723,245			1,428	10 需用費	1,428	10 需用費 1,428 ・修繕料 1,428	
6 子ども・子 育て支援事 業費	843,723	1,584	845,307			1,584	22 償還金, 利子 及び割引料	1,584	●教育・保育給付等事業費 120 22 償還金, 利子及び割引料 120 ・国県支出金等返還金 120	
							●地域子ども・子育て支援事業 事務費 1,464			
							22 償還金, 利子及び割引料	1,464	22 償還金, 利子及び割引料 1,464 ・国県支出金等返還金 1,464	
計	2,424,958	18,721	2,443,679	5,431		13,290				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

2 扶助費	467,857	95,726	563,583	71,795			23,931	19 扶助費	95,726	●扶助費	95,726
										19 扶助費	95,726
										・住宅扶助費	2,748

(款) 3 民生費

(項) 4 国民年金事務取扱費

1 国民年金事務取扱費	11,822	2	11,824				2	1 報酬	2	●国民年金事務費	2
										1 報酬	2
										・会計年度任用職員報酬	2
計	11,822	2	11,824				2				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	174,767	585	175,352	1,341			△756	12 委託料	492	●母子保健事業	492
								22 償還金, 利子及び割引料	93	12 委託料	492
										・産後ケア事業実施委託料	492
2 予防費	114,296	483	114,779	73			410	12 委託料	440	●養育医療給付事業	93
								22 償還金, 利子及び割引料	43	22 償還金, 利子及び割引料	93
										・国県支出金等返還金	93
3 環境衛生費	82,116	△875	81,241				△875	12 委託料	△787	●予防接種事業	43
								13 使用料及び賃借料	△88	22 償還金, 利子及び割引料	43
										・自動車借上料	43
4 公害対策費	2,138	△876	1,262				△876	12 委託料	△876	●各種検(健)診事業	440
										12 委託料	440
										・健康管理システム改修業務 委託料	440
4 衛生費											
1 保健衛生費											

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
									・河川等水質環境調査業務委託料 △107 ●自動車騒音監視事業 △769 12 委託料 △769 ・道路交通騒音常時監視測定委託料 △769	
計	373,317	△683	372,634	1,414			△2,097			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

2 塘芥処理費	1,081,554	1,081	1,082,635				1,081	10 需用費	1,081	●塵芥收集車費 1,081 10 需用費 1,081 ・修繕料 1,081
3 し尿処理費	331,931	1,352	333,283	△404			1,756	10 需用費	2,292	●し尿処理事務費 270 12 委託料 270 ・口座振替データフォーマットチェック委託料 270
								12 委託料	△940	●し尿処理施設維持管理費 2,292 10 需用費 2,292 ・光熱水費 1,459 ・修繕料 833 ●衛生センター施設整備基本計画策定事業 △1,210 12 委託料 △1,210 ・衛生センター施設整備基本計画策定業務委託料 △1,210
計	1,466,990	2,433	1,469,423	△404			2,837			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	266,555	5,450	272,005	2,135			3,315	18 負担金, 補助及び交付金	5,450	●有害鳥獣対策事業 665 18 負担金, 補助及び交付金 665 ・鳥獣被害防止総合対策交付金 665 ●担い手支援事業 2,934
---------	---------	-------	---------	-------	--	--	-------	-----------------	-------	--

									18 負担金, 補助及び交付金 ・認定農業者農業用機械等整備事業補助金 ・農業近代化資金利子補給事業利子補給金 ●日本型直接支払制度促進事業	2,934 2,598 336 1,851	
5 農地費	56,376	5,525	61,901		5,000		525	18 負担金, 補助及び交付金	5,525	●農業用ため池・ダム維持管理 適正化事業	5,525
										18 負担金, 補助及び交付金 ・中山間地域等直接支払交付金	1,851 1,851
計	479,648	10,975	490,623	2,135	5,000		3,840			●農業用ため池・ダム維持管理 適正化事業	5,525
										18 負担金, 補助及び交付金 ・県営水利施設等保全高度化事業負担金	5,525

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

1 林業振興費	68,097	△40	68,057			1,100	△1,140	18 負担金, 補助及び交付金	△40	●林道整備事業	△40
計	68,097	△40	68,057			1,100	△1,140			18 負担金, 補助及び交付金 ・研修負担金	△40

(款) 6 農林水産業費

(項) 3 水産業費

2 水産業振興費	7,283	295	7,578			295	18 負担金, 補助及び交付金	295	●水産業振興補助事業	295
計	124,301	295	124,596			295			18 負担金, 補助及び交付金 ・漁業近代化資金利子補給事業利子補給金 ・漁業経営保全対策共済加入事業補助金	246 49

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

3 観光費	154,950	2,049	156,999		300	1,749	10 需用費	1,199	●観光街路灯維持管理事業	2,041
							18 負担金, 補助及び交付金	850	10 需用費 ・光熱水費	1,191 1,191

7 商工費

1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
									・天津街路灯協会補助金 850 ●市営駐車場維持管理事業 8 10 需用費 8 ・光熱水費 8	
4 オーシャンパーク費	17,720	51	17,771				51	10 需用費	●オーシャンパーク管理運営事業 51 10 需用費 51 ・光熱水費 51	
計	420,834	2,100	422,934		300		1,800			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路橋梁維持費	266,050	7,000	273,050				7,000	10 需用費	7,000	●道路橋梁維持補修事業 7,000 10 需用費 7,000 ・修繕料 7,000
計	397,074	7,000	404,074				7,000			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

3 都市下水路費	22,267	7	22,274				7	13 使用料及び賃借料	7	●排水機場維持管理事業 7 13 使用料及び賃借料 7 ・排水機場非常通報システム使用料 7
計	51,582	7	51,589				7			

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

3 消防施設費	12,666	136	12,802				136	10 需用費	136	●消防施設整備事業 136 10 需用費 136 ・修繕料 136
4 災害対策費	60,540	11,460	72,000	10,000	1,000	460	3 職員手当等	221	●災害対策事業 1,015	
							10 需用費	1,168	10 需用費 1,015 ・消耗品費 1,015	
							12 委託料	10,071	●防災情報伝達事業 10,224 10 需用費 153 ・光熱水費 153	

									12 委託料	10,071
									・全国瞬時警報システム受信 設備更新業務委託料	10,071
									●災害対策本部等事務費	221
									3 職員手当等	221
									・時間外勤務手当	221
計	927,778	11,596	939,374		10,000	1,000	596			

(款)10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	196,184	△35	196,149				△35	7 報償費	△35	●教育振興事業	△35
										7 報償費	△35
										・賞賜品	△35
計	197,974	△35	197,939				△35				

(款)10 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	173,627	△1,178	172,449				△1,178	12 委託料	△1,178	●小学校管理運営事業	△1,353
										12 委託料	△1,353
										・廃棄物等処分委託料	△616
										・電気機器等運搬業務委託料	△737
										●児童及び教職員健康管理事業	175
										12 委託料	175
										・教職員健康診断委託料	175
計	260,310	△1,178	259,132				△1,178				

(款)10 教育費

(項) 3 中学校費

2 教育振興費	50,866	△519	50,347				△519	13 使用料及び賃借料	△519	●中学校教育振興事業	△519
										13 使用料及び賃借料	△519
										・プール使用料	△519
計	135,190	△519	134,671				△519				

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	88,631	33	88,664			△83	116	10 需用費	50	●青少年海外派遣事業	△83
								11 役務費	66	18 負担金、補助及び交付金	△83
										・青少年海外派遣補助金	△83
								18 負担金、補助及び交付金	△83	●移動教室バス事業	116
										10 需用費	50

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
									・修繕料 50 11 役務費 66 ・イヤ交換手数料 66	
2 公民館費	182,893	304	183,197				304	12 委託料 115 14 工事請負費 189 ・看板更新工事 189	●公民館維持管理費 189 14 工事請負費 189 ●旧江見小学校跡地活用事業 115 12 委託料 115 ・銘板作成委託料 115	
4 文化財保護費	1,584	366	1,950				366	7 報償費 100 8 旅費 18 10 需用費 99 14 工事請負費 149	●文化財保護事業 366 7 報償費 100 ・謝礼金 100 8 旅費 18 ・費用弁償 18 10 需用費 99 ・印刷製本費 99 14 工事請負費 149 ・看板設置工事 149	
計	354,582	703	355,285			△83	786			

(款)10 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育総務費	90,760	△247	90,513		△247	8 旅費 10	●保健体育総務事務費 △2 8 旅費 10 ・費用弁償 10 18 負担金, 補助及び交付金 △12 ・スポーツ推進委員研究大会負担金 △12
						12 委託料 △62	
						18 負担金, 補助及び交付金 △195	
							●市民スポーツ振興事業 △183 18 負担金, 補助及び交付金 △183 ・南房駅伝大会負担金 △183 ●スポーツを通じた地域振興事業 △62 12 委託料 △62

								・地域おこし協力隊支援委託料	△62	
2 体育施設費	331,958	877	332,835			877	10 需用費	800	●総合運動施設維持管理費	750
							12 委託料	77	10 需用費	800
									・修繕料	800
									12 委託料	△50
									・浄化槽排水分析検査委託料	△3
									・浄化槽清掃委託料	△23
									・特殊建築物等定期点検委託料	△8
									・陸上競技場天然芝管理業務委託料	△15
									・総合運動施設施設等管理業務委託料	△1
									●総合運動施設整備事業	127
									12 委託料	127
									・銘板作成委託料	127
3 学校給食費	272,772	△22	272,750			△22	12 委託料	△22	●給食センター維持管理費	△22
計	695,490	608	696,098			608			12 委託料	△22
									・廃水処理施設清掃業務委託料	△22

給与費明細書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他の 手当 (千円)			
補正後	長等	3		22,484	10,630 4.55	220	33,334	6,617	39,951
	議員	18	73,656		33,882 4.60		107,538	19,990	127,528
	その他の 特別職	1,359	65,138				65,138		65,138
	計	1,380	138,794	22,484	44,512	220	206,010	26,607	232,617
補正前	長等	3		22,484	10,630 4.55	220	33,334	6,617	39,951
	議員	18	73,656		33,882 4.60		107,538	19,990	127,528
	その他の 特別職	1,371	65,244				65,244		65,244
	計	1,392	138,900	22,484	44,512	220	206,116	26,607	232,723
比較	長等	0		0	0 0.00	0	0	0	0
	議員	0	0		0 0.00		0	0	0
	その他の 特別職	△ 12	△ 106				△ 106		△ 106
	計	△ 12	△ 106	0	0	0	△ 106	0	△ 106

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	360 (388)	382,011	1,490,003	902,433	2,774,447	575,628	3,350,075	
補正前	360 (388)	381,982	1,490,003	907,454	2,779,439	575,628	3,355,067	
比較	0 (0)	29	0	△ 5,021	△ 4,992	0	△ 4,992	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	合計 (千円)
		補正後	34,127	24,492	4,312	93,717	4,712	818	12,100	389,953	321,531	16,671	0	902,433
	補正前	34,127	24,492	4,312	98,427	5,023	818	12,100	389,953	321,531	16,671	0	0	907,454
	比較	0	0	0	△ 4,710	△ 311	0	0	0	0	0	0	0	△ 5,021

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	360 (12)	0	1,490,003	788,412	2,278,415	472,883	2,751,298	
補正前	360 (12)	0	1,490,003	793,433	2,283,436	472,883	2,756,319	
比較	0 (0)	0	0	△ 5,021	△ 5,021	0	△ 5,021	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員の外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (376)	382,011	0	114,021	496,032	102,745	598,777	
補正前	0 (376)	381,982	0	114,021	496,003	102,745	598,748	
比較	0 (0)	29	0	0	29	0	29	

※ () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	合計 (千円)
		補正後	0	0	0	0	0	0	61,951	52,070	0	0	0	114,021
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	61,951	52,070	0	0	0	114,021
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）	説明	備考
報酬	29	制度改正に伴う 増減分	0	
		その他の増減分	29 最低賃金の改定等に伴う増 48 執行額確定に伴う減（参議院議員選挙費）△19	
給料	0	給与改定に伴う 増減分	0	
		昇給に伴う 増加分	0	
		その他の増減分	0	
職員手当	△ 5,021	制度改正に伴う 増減分	0	
		その他の増減分	△ 5,021 時間外勤務手当 災害対応に伴う増（災害対策本部等事務費） 221 休日勤務手当 執行額確定に伴う減（参議院議員選挙費）△4,931	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 7年11月1日	平均給料月額(円)	337,356	316,375	318,800		299,666	307,754
	平均給与月額(円)	385,043	362,479	361,473		314,501	356,484
	平均年齢月数(歳)	45.0	56.9	43.4		49.2	39.0
令和 7年8月1日	平均給料月額(円)	335,052	316,375	317,244		299,666	307,754
	平均給与月額(円)	372,972	348,722	343,506		325,908	359,768
	平均年齢月数(歳)	44.7	56.7	43.2		48.9	38.8

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 194,500	(円) 183,500 ~ 207,400	短大卒 (円) 221,300		(円) 212,100	旧中5卒 (円) 214,800
	大学卒	220,000		240,500		227,400	257,100
国	高校卒	188,000	185,700	短大卒 (円) 236,100		短大卒 (円) 208,300	旧中5卒 (円) 207,700
	大学卒	220,000		261,400		227,400	255,400

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職									
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 7年11月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	19	8.1										
	6級	30	12.7										
	5級	59	25.0							2	66.7	1	9.1
	4級	46	19.5									1	9.1
	3級	36 (3)	15.2 (100.0)	29	100.0	6	8.7					2	18.2
	2級	19	8.1			63	91.3			1	33.3	7 (1)	63.6 (100.0)
	1級	22	9.3										
	計	236 (3)	100.0 (100.0)	29 (4)	100.0 (100.0)	69	100.0			3	100.0	11 (1)	100.0 (100.0)
令和 7年8月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	19	8.0										
	6級	30	12.6										
	5級	59	24.8							2	66.7	1	9.1
	4級	47	19.7									1	9.1
	3級	36 (3)	15.1 (100.0)	29	100.0	6	8.7					2	18.2
	2級	19	8.0			63	91.3			1	33.3	7 (1)	63.6 (100.0)
	1級	23	9.7										
	計	238 (3)	100.0 (100.0)	29 (4)	100.0 (100.0)	69	100.0			3	100.0	11 (1)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事、事務局長、 教育次長				
7級	課長、会計管理者、所長 事務局長、支所長、主幹				
6級	課長補佐、次長				
5級	係長、主査			係長、主査	保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師	園長 係長、主査		技師	主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師	副園長、主任保育士、保育士 主任保育教諭、保育教諭		技師	保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師	保育士、保育教諭		技師	准看護師

工 昇給

区分	合計	行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
職員数	(A) (人)	354	242	29	69	3	11
昇給に係る職員数	(B) (人)	258	176	11	59	1	11
号給数別内訳	1号給 (人)	3	3				
	2号給 (人)	5	5				
	3号給 (人)	7	7				
	4号給 (人)	243	161	11	59	1	11
	5号給 (人)						
	6号給 (人)						
	7号給 (人)						
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)		72.9	72.7	37.9	85.5	33.3	100.0

備考 令和7年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2. 30 (1. 20)	2. 30 (1. 20)	4. 60 (2. 40)	有	
補正前	2. 30 (1. 20)	2. 30 (1. 20)	4. 60 (2. 40)	有	
国の制度	2. 30 (1. 20)	2. 30 (1. 20)	4. 60 (2. 40)	有	

※ () 内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (令和7年11月1日現在)	0.26
支給対象職員の比率 (令和7年11月1日現在)	8.15
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃作業等手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

議案第 71 号

令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度鴨川市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,755,156 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		608,100	26,800	634,900
	1 国民健康保険税	608,100	26,800	634,900
7 県支出金		2,827,863	1,576	2,829,439
	1 県負担金	2,827,863	1,576	2,829,439
10 繰入金		254,354	△ 2,576	251,778
	2 基金繰入金	12,032	△ 2,576	9,456
歳 入 合 計		3,729,356	25,800	3,755,156

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		15,677	△ 85	15,592
	1 総務管理費	8,537	56	8,593
	2 徴税費	7,005	△ 141	6,864
3 国民健康保険事業費納付金		880,559	22,031	902,590
	1 医療給付費分	601,984	15,330	617,314
	2 後期高齢者支援金等分	206,477	6,411	212,888
	3 介護納付金分	72,098	290	72,388
5 保健事業費		40,143	5	40,148
	2 保健事業費	19,046	5	19,051
8 諸支出金		4,560	3,849	8,409
	1 償還金及び還付加算金	3,101	2,273	5,374
	2 繰出金	1,459	1,576	3,035
歳 出 合 計		3,729,356	25,800	3,755,156

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
高額療養費支給システム機器保守点検等に係る委託料	自 至 令和7年度 令和8年度	132
国民健康保険実績報告システム及び調整交付金システム保守点検業務に係る委託料	自 至 令和7年度 令和8年度	253
高額療養費支給システム機器及び同システムに係る賃借料	自 至 令和7年度 令和8年度	773
市税等コンビニ収納事業	自 至 令和7年度 令和8年度	683
口座振替に係る委託料	自 至 令和7年度 令和8年度	118
徴収業務に係るシステム等使用料	自 至 令和7年度 令和8年度	239
特定健康診査受診勧奨に係る業務委託料	自 至 令和7年度 令和8年度	5,497

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	608,100	26,800	634,900
7 県支出金	2,827,863	1,576	2,829,439
10 繰入金	254,354	△ 2,576	251,778
歳入合計	3,729,356	25,800	3,755,156

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	15,677	△ 85	15,592				△ 85	
3 国民健康保険事業費納付金	880,559	22,031	902,590				22,031	
5 保健事業費	40,143	5	40,148				5	
8 諸支出金	4,560	3,849	8,409	1,576			2,273	
歳 出 合 計	3,729,356	25,800	3,755,156	1,576			24,224	

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国民健康保 険税	608,100	26,800	634,900	1 医療給付費分 現年課税分	15,300	現年課税分 15,300
				2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	8,000	現年課税分 8,000
				3 介護納付金分 現年課税分	3,500	現年課税分 3,500
計	608,100	26,800	634,900			

(款) 7 県支出金

(項) 1 県負担金

1 保険給付費 等交付金	2,827,863	1,576	2,829,439	2 保険給付費等 交付金（特別 交付金）	1,576	直営診療施設整備費分	1,576
計	2,827,863	1,576	2,829,439				

(款) 10 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基 金繰入金	12,032	△2,576	9,456	1 財政調整基金 繰入金	△2,576	財政調整基金繰入金	△2,576
計	12,032	△2,576	9,456				

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

議
71-8

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	7,054	4	7,058				4	11 役務費	4	●一般管理事務費 11 役務費 ・コンピュータ用専用回線使用料
2 連合会負担金	1,483	52	1,535				52	18 負担金、補助及び交付金	52	●国保連合会負担金 18 負担金、補助及び交付金 ・オンライン資格確認運営負担金
計	8,537	56	8,593				56			

(款) 1 総務費

(項) 2 徴稅費

1 賦課徵収費	7,005	△141	6,864				△141	10 需用費	△141	●賦課徵収事務費 10 需用費 ・消耗品費 ・印刷製本費
計	7,005	△141	6,864				△141			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1 医療給付費分	601,984	15,330	617,314				15,330	18 負担金、補助及び交付金	15,330	●医療給付費分 18 負担金、補助及び交付金 ・医療給付費納付金
計	601,984	15,330	617,314				15,330			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

1 後期高齢者支援金等分	206,477	6,411	212,888				6,411	18 負担金、補助及び交付金	6,411	●後期高齢者支援金等分 18 負担金、補助及び交付金 ・後期高齢者支援金等納付金
計	206,477	6,411	212,888				6,411			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

1 介護納付金 分	72,098	290	72,388				290	18 負担金, 補助 及び交付金	290	●介護納付金分	290
計	72,098	290	72,388				290			18 負担金, 補助及び交付金 ・介護納付金	290 290 290

(款) 5 保健事業費

(項) 2 保健事業費

1 保健衛生普 及費	13,714	5	13,719				5	11 役務費	5	●保健衛生普及費事業	5
計	19,046	5	19,051				5			11 役務費 ・コンピュータ用専用回線使 用料	5

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1 国民健康保 険税等過誤 納還付金	3,100	200	3,300				200	22 償還金, 利子 及び割引料	200	●国民健康保険税等過誤納還付 金	200
3 償還金	1	2,073	2,074				2,073	22 償還金, 利子 及び割引料	2,073	●国庫支出金等返還金	2,073
計	3,101	2,273	5,374				2,273			22 償還金, 利子及び割引料 ・還付金及び還付加算金	200 200 200

(款) 8 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 直営診療施 設勘定繰出 金	800	1,576	2,376	1,576			27 繰出金	1,576	●直営診療施設勘定繰出金	1,576
計	1,459	1,576	3,035	1,576					27 繰出金 ・直営診療施設勘定繰出金	1,576 1,576 1,576

議案第 72 号

令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度鴨川市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 530 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,076,445 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 国庫支出金		1,194,598	1,204	1,195,802
	2 国庫補助金	378,129	1,204	379,333
6 繰入金		840,490	△ 1,734	838,756
	1 一般会計繰入金	771,761	△ 1,734	770,027
歳 入 合 計		5,076,975	△ 530	5,076,445

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		122,134	△ 530	121,604
	1 総務管理費	81,556	△ 822	80,734
	3 介護認定審査会費	36,237	292	36,529
歳 出 合 計		5,076,975	△ 530	5,076,445

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額
介護保険認定審査会システム機器等一式保守委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	132
介護保険認定審査会システムパッケージソフト使用料	自 令和7年度 至 令和8年度	743
介護給付費適正化総合支援パッケージシステム保守委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	1,584
介護保険指定機関等管理システム使用料	自 令和7年度 至 令和8年度	693
介護報酬等検索システム利用料	自 令和7年度 至 令和8年度	32
口座振替に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	104
市税等コンビニ収納事業	自 令和7年度 至 令和8年度	150
生活支援体制整備事業委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	5,653
高齢者等生活支援型配食サービス委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	13,507
第一号介護予防支援業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	5,327

緊急通報システム業務委託料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	4,020
独居老人等安否確認委託料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	1,786

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	1,194,598	1,204	1,195,802
6 繰入金	840,490	△ 1,734	838,756
歳入合計	5,076,975	△ 530	5,076,445

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	122,134	△ 530	121,604	1,204			△ 1,734	
歳 出 合 計	5,076,975	△ 530	5,076,445	1,204			△ 1,734	

2歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 介護保険事業費補助金	0	1,204	1,204	1 介護保険事業費補助金	1,204	介護保険事業費補助金 1,204
計	378,129	1,204	379,333			

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

4 その他一般会計繰入金	168,592	△1,734	166,858	2 事務費繰入金	△1,734	事務費繰入金（介護保険事業分）	△1,734
計	771,761	△1,734	770,027				

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	81,556	△822	80,734	1,204			△2,026	11 役務費	1	●一般事務管理費（介護保険） △822 11 役務費 1 ・コンピュータ用専用回線使用料 1
								12 委託料	1,749	12 委託料 1,749 ・システム改修委託料 2,409 ・介護保険システム運用支援業務委託料 △660
								13 使用料及び賃借料	△2,572	13 使用料及び賃借料 △2,572 ・介護保険システム使用料 △2,572
計	81,556	△822	80,734	1,204			△2,026			

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

1 介護認定審査会費	6,679	292	6,971				292	12 委託料	44	●介護認定審査会費 292 12 委託料 44 ・認定審査会システム保守委託料 44
								13 使用料及び賃借料	248	13 使用料及び賃借料 248 ・介護保険システム使用料 248
計	36,237	292	36,529				292			

議案第 73 号

令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度鴨川市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 186 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 672,145 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰入金		144,986	△ 386	144,600
	1 一般会計繰入金	144,986	△ 386	144,600
5 諸収入		4,000	200	4,200
	2 債還金及び還付加算金	2,600	200	2,800
歳 入 合 計		672,331	△ 186	672,145

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		11,065	△ 386	10,679
	2 徴収費	10,359	△ 386	9,973
3 諸支出金		3,973	200	4,173
	1 償還金及び還付加算金	2,600	200	2,800
歳 出 合 計		672,331	△ 186	672,145

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
市税等コンビニ収納事業	自 令和7年度 至 令和8年度	228
後期高齢者医療システム保守業務に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	2,189
口座振替に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	141

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金	144,986	△ 386	144,600
5 諸収入	4,000	200	4,200
歳 入 合 計	672,331	△ 186	672,145

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	11,065	△ 386	10,679				△ 386	
3 諸支出金	3,973	200	4,173				200	
歳 出 合 計	672,331	△ 186	672,145				△ 186	

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事務費繰入金	8,235	△386	7,849	1 事務費繰入金	△386	事務費繰入金 △386
計	144,986	△386	144,600			

(款) 5 諸収入

(項) 2 償還金及び還付加算金

1 保険料還付金	2,500	200	2,700	1 保険料還付金	200	保険料還付金 200
計	2,600	200	2,800			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

議
3-8

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 徴収費	10,359	△386	9,973				△386	12 委託料	350	●徵収事務費 △386
								13 使用料及び賃借料	△736	12 委託料 350
										• パソコン保守料 93
										• ソフトウェア保守委託料 637
										• 後期高齢者医療システム運用支援業務委託料 △380
										13 使用料及び賃借料 △736
										• 後期高齢者医療システム使用料 △736
計	10,359	△386	9,973				△386			

(款) 3 諸支出金

(項) 1 債還金及び還付加算金

1 保険料還付金	2,500	200	2,700				200	22 債還金, 利子及び割引料	200	●保険料過誤納還付金 200
計	2,600	200	2,800				200			22 債還金, 利子及び割引料 200

議案第74号

令和7年度鴨川市病院事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和7年度鴨川市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和7年度鴨川市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

(4) 主要な建設改良事業

建設改良費「52,877千円」を「55,517千円」に。

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 事業収益	1,609,983 千円	△ 2,640 千円	1,607,343 千円
第1項 医業収益	1,469,982 千円	△ 7,359 千円	1,462,623 千円
第2項 医業外収益	140,001 千円	4,719 千円	144,720 千円
支出			
第1款 事業費	1,609,983 千円	△ 2,640 千円	1,607,343 千円
第1項 医業費用	1,537,034 千円	△ 2,640 千円	1,534,394 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額77,354千円は、過年度分損益勘定留保資金 77,195千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 159千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	60,460 千円	3,061 千円	63,521 千円
第3項 補助金	0 千円	3,061 千円	3,061 千円
支出			
第1款 資本的支出	138,235 千円	2,640 千円	140,875 千円
第1項 建設改良費	52,877 千円	2,640 千円	55,517 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料	自令和7年度 至令和8年度	18,441
医療機器等の保守及び業務支援に係る委託料	自令和7年度 至令和8年度	11,900
臨床検査等の病院業務に係る委託料	自令和7年度 至令和8年度	22,602
事務機器等に係る賃借料	自令和7年度 至令和8年度	5,683

令和7年11月28日提出

鴨川市長 佐々木 久之

1) 令和7年度鴨川市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

取

入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 事業収益	1 医業収益		1,609,983	△ 2,640	1,607,343		
			1,469,982	△ 7,359	1,462,623		
		2 外来収益	499,095	△ 4,439	494,656	外来収益	△ 4,439
		3 その他医業収益	45,171	△ 2,920	42,251	室料差額収益	△ 2,920
	2 医業外収益		140,001	4,719	144,720		
		4 負担金交付金	18,448	2,589	21,037	負担金	51
		6 補助金	0	2,130	2,130	交付金	2,538
						県補助金	2,130

支

出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 事業費	1 医業費用		1,609,983	△ 2,640	1,607,343		
			1,537,034	△ 2,640	1,534,394		
	3 経費		257,874	△ 2,640	255,234	消耗備品費	△ 2,640

資本的収入及び支出

収　　　　　　　　　　入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 資本的収入			60,460	3,061	63,521		
	3 拠助金		0	3,061	3,061		
		1 拠助金	0	3,061	3,061	国民健康保険特別会計拠助金等	3,061

支　　　　　　　　　　出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 資本的支出			138,235	2,640	140,875		
	1 建設改良費		52,877	2,640	55,517		
		1 有形固定資産購入費	48,847	2,640	51,487	医療器械等購入費	2,640

2) 令和7年度鴨川市病院事業会計補正予算（第1号）予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

	(既決予定額) 千円	(補正予定額) 千円	(計) 千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益（△は純損失）	0	0	0
減価償却費	142,087	0	142,087
引当金の増減額（△は減少）	3,634	0	3,634
長期前受金戻入額	△ 10,958	0	△ 10,958
長期前払消費税の増減額（△は増加）	△ 203	0	△ 203
有形固定資産除却損	783	0	783
未収金の増減額（△は増加）	6,000	0	6,000
未払金の増減額（△は減少）	△ 4,000	0	△ 4,000
たな卸資産の増減額（△は増加）	0	0	0
業務活動によるキャッシュ・フロー	137,343	0	137,343
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 44,205	△ 2,640	△ 46,845
国庫補助金等による収入	0	3,061	3,061
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 44,205	421	△ 43,784
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	13,000	0	13,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 85,358	0	△ 85,358
他会計からの出資による収入	47,460	0	47,460
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 24,898	0	△ 24,898
資金増加額	68,240	421	68,661
資金期首残高	555,817	15,798	571,615
資金期末残高	624,057	16,219	640,276

(資料1)

令和7年第4回
鴨川市議会定例会

—議案説明資料1—

令和7年11月28日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第 54 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 4 号））	企画総務部 財政課	3
議案第 55 号	鴨川市犯罪被害者等支援条例の制定について	企画総務部 危機管理課	5
議案第 56 号	鴨川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課	8
議案第 57 号	鴨川市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	19
議案第 58 号	鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	24
議案第 59 号	鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課	27
議案第 60 号	鴨川市老人憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	市民福祉部 健康推進課	39
議案第 61 号	水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	水道課	40
議案第 62 号	鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例の制定について	国保病院	47
議案第 63 号	鴨川市基本構想を定めることについて	企画総務部 企画政策課	49
議案第 64 号	鴨川市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	市民福祉部 市民生活課	51
議案第 65 号	指定管理者の指定について（鴨川市四方木ふれあい館）	企画総務部 天津小湊支所	52
議案第 66 号	指定管理者の指定について（鴨川オーシャンパーク）	建設経済部 商工観光課	53
議案第 67 号	指定管理者の指定について（鴨川市小湊さとうみ学校）	建設経済部 スポーツ振興課	54
議案第 68 号	安房郡市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について	企画総務部 企画政策課	56
議案第 69 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	企画総務部 総務課	58
議案第 70 号	令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 5 号）	企画総務部 財政課	62
議案第 71 号	令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	市民福祉部 市民生活課	68
議案第 72 号	令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	市民福祉部 健康推進課	72
議案第 73 号	令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	市民福祉部 市民生活課	76
議案第 74 号	令和 7 年度鴨川市病院事業会計補正予算（第 1 号）	国保病院	78

議案第 54 号

専決処分の承認を求ることについて（令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 4 号））

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市一般会計予算について、鴨川市及び鴨川市天津、浜萩、清澄財産区を被告として提訴された損害賠償請求事件（国家賠償請求事件）に係る訴訟委託契約を締結するための予算を措置する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりその承認を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 嶸入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
19 繰入金	1,286,784	519	1,287,303	財政調整基金繰入金
歳入合計	19,389,411	519	19,389,930	

イ 嶸出（目的別）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,832,039	519	3,832,558
歳出合計	19,389,411	519	19,389,930

ウ 嶌出（性質別）

（単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
物件費	3,478,732	519	3,479,251
歳出合計	19,389,411	519	19,389,930

(2) 債務負担行為補正

ア 追加

事項	期間	限度額	説明
訴訟委託料（鴨川市天津地区山林の土砂災害に係る損害賠償請求事件）	令和7年度から訴訟委託契約の終了年度まで	訴訟委託契約により決定した額	市及び財産区を被告として提訴された天津地区山林の土砂災害に係る損害賠償請求事件の訴訟事務を委託する。

3 専決処分日

令和7年10月9日

議案第 55 号

鴨川市犯罪被害者等支援条例の制定について

1 提案理由

犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等の支援に関する基本理念並びに市、市民等及び事業者の役割その他犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定める条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 目的（第 1 条）

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 定義（第 2 条）

- ア 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- イ 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- ウ 二次被害 犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過度な取材又は報道等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- エ その他条例において使用する用語の意義を定める。

(3) 基本理念（第 3 条）

犯罪被害者等の支援に関する基本理念を次のように定める。

- ア 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう十

分配慮して行われなければならない。

イ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、必要な支援を適切に途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

ウ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう二次被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。

エ 犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(4) 市の役割（第4条）

市は、(3)の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施することとする。

(5) 市民等の役割（第5条）

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めることとする。

(6) 事業者の役割（第6条）

ア 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めることとする。

イ 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労及び勤務に関し、十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めることとする。

(7) 相談及び情報の提供等（第7条）

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うこととする。

(8) 見舞金の支給等（第8条）

市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他の必要な支援を行うこととする。

(9) 市民等及び事業者の理解の増進（第9条）

市は、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の発生の防止の重要性

等について、市民等及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講ずることとする。

(10) 支援を行わないことができる場合（第 10 条）

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができることとする。

(11) 鴨川市安全で安心なまちづくり推進条例（平成 18 年鴨川市条例第 28 号）の一部改正（附則第 2 項）

鴨川市犯罪被害者等支援条例の制定に伴う条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

（附則第 2 項）鴨川市安全で安心なまちづくり推進条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>（支援）</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 市は、犯罪による被害者（遺族その他犯罪により被害者に準ずる心身に有害な影響を受けた者を含む。以下この項において「犯罪被害者等」という。）に対し、国、県、犯罪被害者等を支援する活動を行う団体及び警察署等と連携して、相談を行う機関に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（支援）</p> <p>第 9 条 略</p> <p>（削る）</p>

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 56 号

鴨川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

1 提案理由

令和 7 年 11 月 13 日に公布された特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号。以下「基準省令」という。）が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、鴨川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項に規定する特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を、基準省令に従い、又は基準省令を参照して定める。

総則（第 1 章 第 1 条・第 2 条）	
1 特定乳児等通園支援事業者的一般原則（第 2 条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するためには適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。</p> <p>ウ 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>エ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支</p>

		援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準（第2章 第3条～第32条）		
2	利用定員に関する基準 (第3条)	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を定めるものとする。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。</p>
3	面談（第4条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談を行わなければならない。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、アの面談を行うに当たっては、あらかじめ、18の運営規程の概要、職員の勤務の体制、11により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。</p> <p>ウ 特定乳児等通園支援事業者は、アの面談において、イの重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。</p>
4	正当な理由のない提供拒否の禁止 (第5条)	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
5	あっせん及び要請に対する協力 (第6条)	特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
6	乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認 (第7条)	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、氏名、居住地、生年月日、交付年月日、認定の有効期間等（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項）を確認す

		ものとする。
7	乳児等支援給付認定の申請に係る援助（第8条）	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等のための支援給付を受ける資格を有することについての認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
8	心身の状況等の把握（第9条）	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。
9	特定教育・保育施設等との連携（第10条）	特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。
10	特定乳児等通園支援の提供の記録（第11条）	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
11	支払（第12条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。以下同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、アの支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるもの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>ウ 特定乳児等通園支援事業者は、ア及びイの支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(ア) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(イ) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用</p>

	<p>(ウ) 食事の提供に要する費用</p> <p>(エ) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(オ) (ア)から(エ)までのほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの</p> <p>エ 特定乳児等通園支援事業者は、アからウまでの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。</p> <p>オ 特定乳児等通園支援事業者は、イ及びウの金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、ウによる金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>
12 乳児等支援給付費の額に係る通知等（第13条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p>
13 特定乳児等通園支援の取扱方針（第14条）	特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。
14 特定乳児等通園支援に関する評価等（第15条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を</p>

		図るよう努めなければならない。
15	相談及び援助（第16条）	特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
16	緊急時等の対応（第17条）	特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
17	乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知（第18条）	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
18	運営規程（第19条）	<p>特定乳児等通園支援事業者は、次の事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(ア) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 (イ) その提供する特定乳児等通園支援の内容 (ウ) 職員の職種、員数及び職務の内容 (エ) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (オ) 乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (カ) 1時間当たりの利用定員 (キ) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項 (ク) 緊急時等における対応方法 (ケ) 非常災害対策 (コ) 虐待の防止のための措置に関する事項 (サ) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項</p>

19	勤務体制の確保等（第20条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>ウ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
20	利用定員の遵守(第21条)	特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。
21	掲示等（第22条）	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。
22	乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則（第23条）	特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は11による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。
23	虐待等の禁止（第24条）	特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、暴行、わいせつ行為、暴言等（児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為）その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
24	秘密保持等（第25条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。</p>

		ればならない。 ウ 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。
25	情報の提供等（第26条）	ア 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 イ 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
26	利益供与等の禁止（第27条）	ア 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（イにおいて「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。イにおいて同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。イにおいて同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 イ 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
27	苦情への対応（第28条）	ア 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。 イ 特定乳児等通園支援事業者は、アの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなけ

		<p>ればならない。</p> <p>ウ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>エ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。</p> <p>オ 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、エの改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p>
28	地域との連携等(第29条)	特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
29	事故発生の防止及び発生時の対応（第30条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(ア) 事故が発生した場合の対応、(イ)の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(イ) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(ウ) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>ウ 特定乳児等通園支援事業者は、イの事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>エ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償す</p>

		べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
30	会計の区分（第31条）	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
31	記録の整備等（第32条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次の記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(ア) 特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画</p> <p>(イ) 特定乳児等通園支援の提供の記録</p> <p>(ウ) 市町村への通知に係る記録</p> <p>(エ) 苦情の内容等の記録</p> <p>(オ) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
雑則（第3章 第33条）		
32	電磁的記録等（第33条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、エにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用</p>

する方法であって次のもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(ア) 電子情報処理組織を使用する方法のうちa又はbの方法

- a 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- b 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(イ) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを作成する方法

ウ イの(ア)及び(イ)の方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

エ 特定乳児等通園支援事業者は、イにより記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次の電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(ア) イの(ア)及び(イ)の方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
(イ) ファイルへの記録の方式

オ エによる承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、イの記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再びエによる承諾をした場合は、この限りでない。

カ イからオまでは、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用し、必要な読み替えを定める。」

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 57 号

鴨川市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

市長の直近下位の内部組織として部を廃し課を置くため、鴨川市行政組織条例（平成 17 年鴨川市条例第 12 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）鴨川市行政組織条例の一部改正

企画総務部、市民福祉部及び建設経済部を廃し、企画政策課、総務課、財政課、税務課、危機管理課、市民生活課、環境課、健康推進課、福祉課、子ども支援課、農林水産課、商工観光課、都市建設課及びスポーツ振興課を設置するものです。

（2）鴨川市行政不服審査等に関する条例（平成 28 年鴨川市条例第 1 号）の一部改正（附則第 2 項）

鴨川市行政組織条例の改正に伴う条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

鴨川市行政組織条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(部の設置)</p> <p>第 2 条 本市に次の部を置く。</p> <p>(1) 企画総務部 (2) 市民福祉部 (3) 建設経済部</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第 2 条 本市に次の課を置く。</p> <p>(1) 企画政策課 (2) 総務課 (3) 財政課</p>

- (4) 税務課
(5) 危機管理課
(6) 市民生活課
(7) 環境課
(8) 健康推進課
(9) 福祉課
(10) 子ども支援課
(11) 農林水産課
(12) 商工観光課
(13) 都市建設課
(14) スポーツ振興課

(事務分掌)

第3条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

企画総務部	<u>(1) 市政の総合企画に関すること。</u> <u>(2) 広域行政に関すること。</u> <u>(3) 地域公共交通に関すること。</u> <u>(4) 移住の促進に関すること。</u> <u>(5) 情報化の推進に関すること。</u> <u>(6) 統計に関すること。</u> <u>(7) 秘書業務に関すること。</u> <u>(8) 男女共同参画に関すること。</u> <u>(9) 広報広聴に関すること。</u> <u>(10) 市議会、文書及び例規に関すること。</u> <u>(11) 市の組織及び職員に関すること。</u>
-------	--

第3条 前条に規定する課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

企画政策課	<u>(1) 市政の総合企画に関すること。</u> <u>(2) 広域行政に関すること。</u> <u>(3) 地域公共交通に関すること。</u> <u>(4) 移住の促進に関すること。</u> <u>(5) 遊休施設等の活用に関すること。</u>
総務課	<u>(1) 秘書業務に関すること。</u> <u>(2) 男女共同参画に関すること。</u> <u>(3) 広報広聴に関すること。</u> <u>(4) 市議会、文書及び例規に関すること。</u> <u>(5) 市の組織及び職員に関すること。</u> <u>(6) 市の境界及び字区域に関すること。</u>

	<p>(12) 市の境界及び字区域に関すること。</p> <p>(13) 情報公開及び個人情報保護に関すること。</p> <p>(14) 財政に関すること。</p> <p>(15) 行財政改革に関すること。</p> <p>(16) 市有財産の管理及び活用に関すること。</p> <p>(17) 契約及び工事検査に関すること。</p> <p>(18) 財産区に関すること。</p> <p>(19) 税に関すること。</p> <p>(20) 消防に関すること。</p> <p>(21) 危機管理及び防災対策に関すること。</p> <p>(22) 交通安全及び生活安全に関すること。</p> <p>(23) 天津小湊支所に関すること。</p>		<p>(7) 情報公開及び個人情報保護に関すること。</p> <p>(8) 情報化の推進に関すること。</p> <p>(9) 統計に関すること。</p> <p>(10) 他の課の所掌に属さないこと。</p>
		財政課	<p>(1) 財政に関すること。</p> <p>(2) 行財政改革に関すること。</p> <p>(3) 市有財産の管理に関すること。</p> <p>(4) 契約及び工事検査に関すること。</p> <p>(5) 財産区に関すること。</p>
		税務課	<p>(1) 税に関すること。</p>
		危機管理課	<p>(1) 消防に関すること。</p> <p>(2) 危機管理及び防災対策に関すること。</p> <p>(3) 交通安全及び生活安全に関すること。</p>
市民福祉部	<p>(1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</p> <p>(2) 国民健康保険に関すること。</p> <p>(3) 後期高齢者医療に関すること。</p> <p>(4) 国民年金に関すること。</p> <p>(5) 市民活動支援に関すること。</p> <p>(6) 市民の交流の推進に関すること。</p> <p>(7) 環境保全に関すること。</p> <p>(8) 公害対策に関すること。</p> <p>(9) 廃棄物対策に関すること。</p> <p>(10) 美化推進に関すること。</p> <p>(11) 保健予防に関すること。</p> <p>(12) 介護保険に関すること。</p>		<p>(1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</p> <p>(2) 国民健康保険に関すること。</p> <p>(3) 後期高齢者医療に関すること。</p> <p>(4) 国民年金に関すること。</p> <p>(5) 市民活動支援に関すること。</p> <p>(6) 市民の交流の推進に関すること。</p>
		市民生活課	<p>(1) 環境保全に関すること。</p> <p>(2) 公害対策に関すること。</p> <p>(3) 廃棄物対策に関すること。</p> <p>(4) 美化推進に関すること。</p>
		環境課	<p>(1) 環境保全に関すること。</p> <p>(2) 公害対策に関すること。</p> <p>(3) 廃棄物対策に関すること。</p> <p>(4) 美化推進に関すること。</p>
		健康推進課	<p>(1) 保健予防に関すること。</p>

	<p>(13) <u>社会福祉に関すること。</u></p> <p>(14) <u>生活保護に関すること。</u></p> <p>(15) <u>高齢者福祉に関すること。</u></p> <p>(16) <u>障害者福祉に関すること。</u></p> <p>(17) <u>児童福祉並びに母子及び父子福祉に関すること。</u></p> <p>(18) <u>子育て支援に関すること。</u></p>	<p>(2) <u>介護保険に関すること。</u></p>
建設経済部	<p>(1) <u>農業の振興に関すること。</u></p> <p>(2) <u>水産業の振興に関すること。</u></p> <p>(3) <u>畜産業及び林業の振興に関すること。</u></p> <p>(4) <u>農林水産土木に関すること。</u></p> <p>(5) <u>商工業の振興に関すること。</u></p> <p>(6) <u>消費者生活に関すること。</u></p> <p>(7) <u>企業誘致に関すること。</u></p> <p>(8) <u>観光振興に関すること。</u></p> <p>(9) <u>道路、橋りょう及び河川に関すること。</u></p> <p>(10) <u>市道の管理に関すること。</u></p> <p>(11) <u>都市計画に関すること。</u></p> <p>(12) <u>開発に関すること。</u></p> <p>(13) <u>建築指導に関すること。</u></p> <p>(14) <u>公園、緑地及び街路に関すること。</u></p> <p>(15) <u>住宅に関すること。</u></p> <p>(16) <u>スポーツの振興に関すること。</u></p>	<p>福祉課</p> <p>(1) <u>社会福祉に関すること。</u></p> <p>(2) <u>生活保護に関すること。</u></p> <p>(3) <u>高齢者福祉に関すること。</u></p> <p>(4) <u>障害者福祉に関すること。</u></p> <p>子ども支援課</p> <p>(1) <u>児童福祉並びに母子及び父子福祉に関すること。</u></p> <p>(2) <u>子育て支援に関すること。</u></p> <p>農林水産課</p> <p>(1) <u>農業の振興に関すること。</u></p> <p>(2) <u>水産業の振興に関すること。</u></p> <p>(3) <u>畜産業及び林業の振興に関すること。</u></p> <p>(4) <u>農林水産土木に関すること。</u></p> <p>商工観光課</p> <p>(1) <u>商工業の振興に関すること。</u></p> <p>(2) <u>消費者生活に関すること。</u></p> <p>(3) <u>企業誘致に関すること。</u></p> <p>(4) <u>観光振興に関すること。</u></p> <p>(5) <u>ふるさと納税に関すること。</u></p> <p>都市建設課</p> <p>(1) <u>道路、橋りょう及び河川に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市道の管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>都市計画に関すること。</u></p> <p>(4) <u>開発に関すること。</u></p> <p>(5) <u>建築指導に関すること。</u></p> <p>(6) <u>公園、緑地及び街路に関すること。</u></p> <p>(7) <u>住宅に関すること。</u></p>

	スポーツ振興課	(1) スポーツの振興に関すること。
--	---------	--------------------

(附則第2項) 鴨川市行政不服審査等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(庶務) 第23条 審査会の庶務は、 <u>企画総務部総務課</u> において処理する。	(庶務) 第23条 審査会の庶務は、 <u>総務課</u> において処理する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 58 号

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

設置の目的を達した鴨川市観光振興検討委員会を廃止するため、鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）鴨川市附属機関設置条例の一部改正

鴨川市観光振興検討委員会に関する規定を削る。

（2）鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 37 号）の一部改正（附則第 2 項）

鴨川市観光振興検討委員会の委員の報酬に関する規定を削る。

3 施行期日

公布の日

鴨川市附属機関設置条例 新旧対照表

改正前						改正後					
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
1 市長の附属機関						1 市長の附属機関					
名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期	名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
略						略					
鴨川市	略	鴨川市 農業振									

興地域 整備協 議会						興地域 整備協 議会			
鴨川市 観光振 興検討 委員会	<u>市長の諮問に応 じ、新たな観光振 興施策及びその ための財源の在 り方について調 査審議を行うこ と。</u>	<u>会長1 人、副 会長1 人及び これら 以外の 委員</u>	<u>7人 以内</u>	<u>(1) 観光業 の関係者 (2) 宿泊業 の関係者 (3) 経済団 体の関係 者 (4) 関係行 政機関の 職員 (5) 識見を 有する者</u>	<u>委嘱の 日から 諮問に 係る調 査審議 が終了 するま で</u>	(削る)			
鴨川オ ーシャ ンパー ク運営 委員会	略								
略									
2 教育委員会の附属機関 略		2 教育委員会の附属機関 略							

(附則第2項) 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
別表第3（第2条関係） 日額報酬表	別表第3（第2条関係） 日額報酬表
区分	報酬の額
略	
農業振興地域整備協議会の委員	略
観光振興検討委員会の委員	5,000円
オーシャンパーク運営委員会の委員	略
略	

附 則(抄)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 7 年 9 月 10 日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号）により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）（以下これらを「基準省令」という。）の一部が改正され同年 10 月 1 日から施行されたこと、同年 11 月 14 日に公布された乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 96 号）が令和 8 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 15 号）等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）概要

改正後の基準省令に従い、又は参照し、次の条例の改正を行う。

- ア 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【第 1 条】
 - イ 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 16 号）【第 2 条】
 - ウ 鴨川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 17 号）【第 3 条】
 - エ 鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年鴨川市条例第 25 号）【第 4 条】
- （2）鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正【第 1 条】
- ア 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）は、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に基づく乳幼児に対する健康診査の内容が家庭的保育事業等における健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、その健康診断の全部又は一部を行わないことができるとしている。

イ 地域限定保育士の資格の創設（※）に伴い、認定地方公共団体の区域内にある家庭的保育事業等の事業所等に置かなければならぬこととされている保育士について、保育士のほか、地域限定保育士を加える。

（※） 都道府県又は指定都市は、保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいときは、その区域内において専門的知識及び技術をもって児童の保育及び保護者に対する保育の指導を行うことを業とする保育士以外の者として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験の実施方法等を記載した書面を作成し、その内容が適当である旨の内閣総理大臣の認定を受けることができることとされた。その認定を受けた都道府県又は指定都市（以下「認定地方公共団体」という。）の長が実施した試験に合格した者は、当該認定地方公共団体の長の登録を受け、その管轄する区域内に限り、地域限定保育士の名称を用いて業として児童の保育及び保護者に対する保育の指導を行うことができることとされた。

（3） 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正【第2条】

幼保連携型認定こども園及び幼稚園における虐待等の禁止行為に関する条文の整備を行う。

（4） 鴨川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正【第3条】

地域限定保育士の資格の創設に伴い、認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所に置かなければならぬこととされている保育士について、保育士のほか、地域限定保育士を加える。

（5） 鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正【第4条】

ア 地域限定保育士の資格の創設に伴い、認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所に置かなければならぬこととされている保育士について、保育士のほか、地域限定保育士を加える。

イ 特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域に居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが受ける特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいう。）を行う事業者が当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合は、一般型乳児等通園支援事業所の設備及び職員に関する基準の規定を適用しないこととする。

（6） その他条文の整備を行う。

3 施行期日

公布の日。ただし、上記（5）のイについては、令和8年4月1日

【第1条】鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後				
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10</u> 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10 第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。				
3・4 略	3・4 略				
	<table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

(職員) 第23条 略 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) 略 3 略 (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 2・3 略 (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行	(職員) 第23条 略 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) 略 3 略 (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 2・3 略 (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模
--	--

う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」

保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同

という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

附 則

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 略

(新設)

じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

附 則

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 略

2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とする。

【第2条】鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）	(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）
(2)～(4) 略	(2)～(4) 略
2 略 (虐待等の禁止)	2 略 (虐待等の禁止)
第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

【第3条】鴨川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者	(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士 <u>(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)</u> の資格を有する者
(2)～(10) 略 4・5 略 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(2)～(10) 略 4・5 略 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

【第4条】鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(設備運営基準の目的等) 第3条 この条例に定める基準（以下この条及び次条において「設備運営基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、	(設備運営基準の目的等) 第3条 この条例に定める基準（以下この条及び次条において「設備運営基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、

かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2・3 略

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならぬ。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 略

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに

かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2・3 略

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 略

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(5) 略

(6) 利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他

<p><u>乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)～(11) 略 (秘密保持等)</p> <p>第 18 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略 (乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第 20 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>（職員）</p> <p>第 22 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事</p>	<p><u>の利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)～(11) 略 (秘密保持等)</p> <p>第 18 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略 (乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第 20 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に規定する確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>（職員）</p> <p>第 22 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士 <u>（法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支</u></p>
---	---

その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならぬ。

2・3 略

(新設)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的

援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。)

その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならぬ。

2・3 略

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面

方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定(同条中鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定(「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。)及び同条例第22条第1項の改正規定を除く。)は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 60 号

鴨川市老人憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市江見老人憩の家を廃止するため、鴨川市老人憩の家の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 109 号）を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

鴨川市江見老人憩の家を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 3 月 1 日

議案第 61 号

水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 提案理由

安房地域における 4 水道事業（鴨川市水道事業、南房総市水道事業、鋸南町水道事業及び三芳水道企業団水道事業）の統合に伴い、水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）次の条例を廃止する。【第 1 条】

- ア 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 143 号）
- イ 鴨川市水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 144 号）
- ウ 鴨川市水道事業給水条例（平成 17 年鴨川市条例第 146 号）

（2）鴨川市職員定数条例（平成 17 年鴨川市条例第 23 号）の一部改正【第 2 条】

職員の定数から水道事業の職員の定数を削る。

（3）鴨川市職員の定年等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 29 号）の一部改正【第 3 条】

管理監督職勤務上限年齢制（管理監督職で 60 歳に達した職員について 60 歳に達した年度の次の年度の 4 月 1 日までに管理監督職以外の職に降任等をさせることができる制度をいう。）の対象となる管理監督職から水道事業の職員で管理職手当の支給を受けるものの職を削る。

（4）鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 37 号）の一部改正【第 4 条】

水道事業運営委員会の委員の報酬に関する規定を削る。

（5）鴨川市情報公開条例（平成 18 年鴨川市条例第 6 号）、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年鴨川市条例第 4 号）及び鴨川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年鴨川市条例第 5 号）の一部改正【第 5 条】

- ア 鴨川市情報公開条例及び鴨川市個人情報の保護に関する法律施行条例について、実施機関から水道事業管理者の権限を行う市長を削る。
- イ 鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例について、議会が一定の場合に保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することができ

る市の機関から水道事業管理者の権限を行う市長を削る。

(6) 鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）の一部改正【第 6 条】

- ア 附属機関の設置主体から水道事業管理者の権限を行う市長を削る。
- イ 水道事業運営委員会に関する規定を削る。
- ウ その他条文の整備を行う。

(7) 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年鴨川市条例第 39 号）【第 7 条】

条例の適用対象から水道事業の任期付職員を除くことに伴う条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

【第 2 条】鴨川市職員定数条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 19 条及び第 31 条第 3 項並びに農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 26 条第 2 項の規定に基づき、議会の事務局、市長の事務部局、選挙管理委員会、監査委員の事務局、教育委員会の事務局及び教育機関並びに農業委員会に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員及び派遣職員を除く。以下同じ。）<u>及び企業職の職員</u>の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 19 条及び第 31 条第 3 項並びに農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 26 条第 2 項の規定に基づき、議会の事務局、市長の事務部局、選挙管理委員会、監査委員の事務局、教育委員会の事務局及び教育機関並びに農業委員会に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員及び派遣職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p>

第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 水道事業の職員 29人

第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(削る)

【第3条】鴨川市職員の定年等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号）第19条及び鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年鴨川市条例第143号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（市立国保病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。</p>	<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号）第19条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（市立国保病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。</p>

【第4条】鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後																								
<p>別表第3（第2条関係）</p> <p>日額報酬表</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>国保病院運営協議会の委員</td><td>略</td></tr><tr><td>水道事業運営委員会の委員</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>指定管理者選定委員会の委員</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	報酬の額	略		国保病院運営協議会の委員	略	水道事業運営委員会の委員	5,000円	指定管理者選定委員会の委員	略	略		<p>別表第3（第2条関係）</p> <p>日額報酬表</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>国保病院運営協議会の委員</td><td>略</td></tr><tr><td>(削る)</td><td></td></tr><tr><td>指定管理者選定委員会の委員</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	報酬の額	略		国保病院運営協議会の委員	略	(削る)		指定管理者選定委員会の委員	略	略	
区分	報酬の額																								
略																									
国保病院運営協議会の委員	略																								
水道事業運営委員会の委員	5,000円																								
指定管理者選定委員会の委員	略																								
略																									
区分	報酬の額																								
略																									
国保病院運営協議会の委員	略																								
(削る)																									
指定管理者選定委員会の委員	略																								
略																									

【第5条】鴨川市情報公開条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長<u>(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)</u>、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。</p> <p>2 略</p>

【第5条】鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市長<u>(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)</u>、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当</p>

提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (4) 略 3～5 略	該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (4) 略 3～5 略
---	---

【第5条】鴨川市個人情報の保護に関する法律施行条例 新旧対照表

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長 <u>(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)</u> 、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。 2 略	(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。 2 略
【第6条】鴨川市附属機関設置条例 新旧対照表	

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条</u> の規定に基づく附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市長 <u>(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)</u> 及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。 2・3 略 別表（第2条関係）	(趣旨) 第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市長及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。 2・3 略 別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
略					
鴨川市立国保病院運営協議会	略				
鴨川市水道事業運営委員会	<u>市長の諮問に応じ、水道事業の運営に関する事項について調査審議を行うこと。</u>	<u>会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員</u>	<u>7人以内</u>	<u>識見を有する者</u>	<u>2年</u>
鴨川市スポーツ推進審議会	略				
略					

2 教育委員会の附属機関 略

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
略					
鴨川市立国保病院運営協議会	略				
(削る)					
鴨川市スポーツ推進審議会	略				
略					

2 教育委員会の附属機関 略

【第7条】鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に關し必要な事項を定めるものとする。

（鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等）

第9条 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年鴨川市条例第143号。以下この条において「企業給与条例」という。）

第4条、第5条及び第6条の規定は、企業職員である特定任期付職員には、適用しない。

2 企業職員である特定任期付職員に対する企業給与条例第11条の規定の適用については、同条第1項中「第4条の規定により管理職手当を支給される職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項及び第3項中「第4条に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

第10条 略

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に關し必要な事項を定めるものとする。

（削る）

第9条 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 62 号

鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例の制定について

1 提案理由

国保病院の使用料及び手数料を改定するため、鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例（平成 17 年鴨川市条例第 149 号）の全部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1） 診療費

自動車損害賠償保障に係る診療費（自動車の運行により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療であって、健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は診療として行われる診療以外のものの診療費）について、健康保険等医療費に 100 分の 200（現行 100 分の 150）を乗じて得た額とする。

（2） 文書の交付に係る手数料

文書の交付に係る手数料について、次のとおり改正する。

改正前		改正後	
死体検案書	4,400 円	死体検案書	6,600 円
死亡診断書	3,300 円	死亡診断書	4,400 円
特殊診断書	4,400 円	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、複雑な程度のものとして規則で定めるもの	5,500 円
普通診断書 健康診断書 身体検査書 記載内容が複雑な証明書	2,200 円	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、通常の程度のものとして規則で定めるもの	3,300 円
記載内容が簡単な証明書	550 円	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、軽易な程度のものとして規則で定めるもの 領収金額証明書（1月分） 医師の証明を要しない	1,100 円 550 円

	証明書	
--	-----	--

(3) 病室の使用料

ア 病室の使用料について、次のとおり改正する。

改正前		改正後	
個室A	5,500 円	216 号室 217 号室 233 号室 234 号室 333 号室 334 号室	6,600 円
個室B	4,400 円	316 号室 317 号室	4,400 円
個室C	1,980 円	201 号室 202 号室 203 号室 214 号室 215 号室 218 号室 219 号室 220 号室 221 号室 232 号室 301 号室 302 号室 332 号室	3,300 円

イ 本市に住所を有しない者が利用する場合の病室の使用料について、アの額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

(4) その他

この条例に定めのない事項に係る使用料等について、原価又は実費を基礎として市長が別に定める額とする。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 63 号

鴨川市基本構想を定めることについて

1 提案理由

平成 28 年 3 月に策定した第 2 次鴨川市基本構想が本年度をもって終了するため、鴨川市基本構想に関する条例（平成 26 年鴨川市条例第 19 号）第 2 条の規定により第 3 次鴨川市基本構想を定めることについて、同条例第 7 条の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 名称

第 3 次鴨川市基本構想

(2) 期間

令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間

(3) 将来人口等の見通し

ア 推計人口

イ 将来展望

(4) 土地利用構想

(5) 計画の方向性

ア 目指す将来都市像（地域ビジョン）

健康と観光の融合都市～自然と共に生きるウェルネスティ鴨川～

イ まちづくりの基本理念

（ア）「交流」のまちづくり

（イ）「元気」のまちづくり

（ウ）「環境」のまちづくり

（エ）「協働」のまちづくり

（オ）「安心」のまちづくり

ウ まちづくりの基本方針

- (ア) 地域の特色を活かした賑わいと活力あるまち
- (イ) 魅力あふれる住みやすいまち
- (ウ) 自然と共生する安心・安全なまち
- (エ) 夢と学びのまち
- (オ) 健やかに暮らせる福祉のまち
- (カ) 健全で効率的な行財政運営を実現するまち

議案第 64 号

鴨川市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

1 提案理由

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 5 項の規定により鴨川市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を令和 8 年 3 月 31 日をもって取り消すことについて、同項後段において準用する同条第 3 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1） 指定の取消しの理由

個人番号カードの普及に伴い個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置された端末機により自動的に証明書等を交付する事業の利用が拡大する一方で、郵便局における証明書等の交付の利用が減少傾向にあることから、郵便局における証明書等の交付事務の有効性等を考慮した結果、令和 8 年 3 月 31 日をもって当該交付事務の取扱いを廃止する。

（2） 指定を取り消す郵便局の名称

日本郵便株式会社関東支社管内の次の郵便局

鴨川前原郵便局、東条郵便局、鴨川田原郵便局、長狭郵便局、金東郵便局、太海郵便局及び曾呂郵便局

（3） 郵便局に取り扱わせている事務

- ア 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本及び除籍記載事項証明書（戸籍及び除籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書）の交付（当該戸籍又は除籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し
- イ 納税証明書、所得証明書、市民税県民税決定証明書、住民税非課税証明書、軽自動車税納税証明書、所在証明書、公課証明書、資産証明書及び評価証明書（以下「税務証明書」という。）の交付（当該税務証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し
- ウ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付（自己又は自己と同一世帯に属する者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し
- エ 戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し
- オ 印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し

議案第 65 号

指定管理者の指定について（鴨川市四方木ふれあい館）

1 提案理由

鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 167 号）第 3 条の規定により鴨川市四方木ふれあい館（以下「四方木ふれあい館」という。）の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1） 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

鴨川市四方木ふれあい館

鴨川市四方木 367 番地 2

（2） 指定管理者となる団体の名称及び所在地

四方木町内会

会長 松本 一郎

鴨川市四方木 364 番地 13

（3） 指定管理者が行う業務の範囲

ア 四方木ふれあい館の施設及び設備の維持管理に関する業務

イ 四方木ふれあい館の利用の許可に関する業務

ウ その他市長が四方木ふれあい館の運営上必要と認める業務

（4） 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 66 号

指定管理者の指定について（鴨川オーシャンパーク）

1 提案理由

鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 167 号）第 3 条の規定により鴨川オーシャンパークの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1） 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

鴨川オーシャンパーク

鴨川市江見太夫崎 22 番地

（2） 指定管理者となる団体の名称及び所在地

一般社団法人鴨川市農林業体験交流協会

代表理事 田村 政彦

鴨川市江見太夫崎 22 番地

（3） 指定管理者が行う業務の範囲

ア 親水公園の提供

イ 地場産品の展示即売等のための施設の提供

ウ 地域情報の提供

エ 鴨川オーシャンパークの施設及び設備の維持管理に関する業務

オ 物産館展示室及び青空市場（以下「指定管理施設」という。）の利用の許可並びに鴨川オーシャンパークの特別利用の許可に関する業務

カ 指定管理施設の利用料金及び鴨川オーシャンパークの特別利用の利用料金に関する業務

キ その他鴨川オーシャンパークの設置目的を達成するために必要な業務

（4） 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 67 号

指定管理者の指定について（鴨川市小湊さとうみ学校）

1 提案理由

鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 167 号）第 3 条の規定により鴨川市小湊さとうみ学校（以下「さとうみ学校」という。）の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1） 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

鴨川市小湊さとうみ学校

鴨川市内浦 1891 番地 1

（2） 指定管理者となる団体の名称及び所在地

一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川

代表理事 清水 宣雄

鴨川市太尾 866 番地 1

（3） 指定管理者が行う業務の範囲

ア スポーツ、健康の保持増進のための活動及び文化活動のための施設の提供

イ 宿泊のための施設の提供

ウ 地域情報の提供及び発信

エ さとうみ学校の施設の維持管理に関する業務

オ 次に掲げる施設（以下「指定管理施設」という。）の利用の許可に関する業務

（ア） 談話室

（イ） 多目的室

- (ウ) 客室
- (エ) 浴室
- (オ) 体育館
- (カ) フットサルコート

カ 指定管理施設の利用料金に関する業務

キ その他さとうみ学校の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

(4) 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 68 号

安房都市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について

1 提案理由

安房都市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の共同処理する事務を変更するとともに、当該事務に係る経費の財源等を規定するため、安房都市広域市町村圏事務組合規約（昭和 45 年千葉県指令第 1876 号）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 組合の共同処理する事務のうち安房地域の水道事業に係る統合協議会の事務局に関する事務を廃止し、水道事業の経営に関する事務を加える。
- (2) 水道事業の経営に関する事務に係る経費は、当該事務に係る料金、企業債、補助金、出資金、負担金等の収入をもってあてることとし、その出資金及び負担金の負担割合は、組合議会の議決を経て定めることとする。

※ 安房地域における水道事業の統合について

安房地域の水道事業に係る統合協議会における協議を経て、令和 8 年 3 月に組合が水道事業創設認可を取得し、同年 4 月に安房地域における 4 水道事業（鴨川市水道事業、南房総市水道事業、鋸南町水道事業及び三芳水道企業団水道事業）を統合する予定となっている。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

安房都市広域市町村圏事務組合規約 新旧対照表

改正前	改正後
(共同処理する事務) 第 4 条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。	(共同処理する事務) 第 4 条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。

(1)～(8) 略

(9) 安房地域の水道事業に係る統合協議会の事務局に関すること。

(組合経費の支弁方法)

第14条 略

2・3 略

(新設)

(新設)

(1)～(8) 略

(9) 水道事業の経営に関すること。

(組合経費の支弁方法)

第14条 略

2・3 略

4 第1項の規定にかかわらず、第4条第9号に規定する事務に係る経費は、当該事務に係る料金、企業債、補助金、出資金、負担金及びその他の収入をもってあてる。

5 前項に規定する出資金及び負担金の負担割合は、組合議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 69 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

1 提案理由

千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）を組織する地方公共団体である三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が令和 8 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、組合の共同処理する事務の一部を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合規約（昭和 30 年千葉県告示第 496 号）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 組合を組織する地方公共団体に関する規定及び事務を共同処理する団体に関する規定から三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団を削る。
- (2) 組合の共同処理する事務のうち職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

千葉県市町村総合事務組合規約 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第三条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第二左欄に規定する事務の区分に応じ、当該右欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第三条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第二左欄に規定する事務の区分に応じ、当該右欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。</p>

一～十三 略

十四 職員採用試験の合同実施

十五・十六 略

2 略

別表第一（第二条関係）

（千葉市から御宿町まで略） 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 （国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略）
印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 （印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略） 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第二（第三条第一項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第三条第一項第一号に掲げる事務	（銚子市から御宿町まで略） <u>鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団</u> （国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略） <u>印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> （印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略） <u>印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団</u>
略	
第三条第一項第三号に掲げる事務	（銚子市から御宿町まで略） <u>鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団</u> （国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略） <u>印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> （印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略） <u>印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団</u>

一～十三 略

十四 削除

十五・十六 略

2 略

別表第一（第二条関係）

（千葉市から御宿町まで略） 鋸南町 長門川水道企業団 （国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略） 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 （印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略） 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第二（第三条第一項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第三条第一項第一号に掲げる事務	（銚子市から御宿町まで略） <u>鋸南町 長門川水道企業団</u> （国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略） <u>印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> （印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略） <u>印西地区環境整備事業組合</u>
略	
第三条第一項第三号に掲げる事務	（銚子市から御宿町まで略） <u>鋸南町 長門川水道企業団</u> （国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略） <u>印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> （印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略） <u>印西地区環境整備事業組合</u>

	から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) <u>印西地区消防組合</u> <u>九十九里地域水道企業団</u> <u>夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> (印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略) <u>印西地区環境整備事業組合</u> <u>南房総広域水道企業団</u> <u>千葉県後期高齢者医療広域連合</u>		市町村圏事務組合まで略) <u>印西地区消防組合</u> <u>夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> (印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略) <u>印西地区環境整備事業組合</u> <u>千葉県後期高齢者医療広域連合</u>
略			
第三条第一項第十三号に掲げる事務	略	第三条第一項第十三号に掲げる事務	略
第三条第一項第十四号に掲げる事務	銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 瞳沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町		
第三条第一項第十五号に掲げる事務	略	第三条第一項第十五号に掲げる事務	略
略			

附 則

この規約は、令和八年四月一日から施行する。

議案第 70 号

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 5 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 5 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

ア 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
1 市税	4,503,292	87,100	4,590,392	個人市民税（現年度課税分）
14 使用料及び手数料	723,757	4	723,761	林道使用料
15 国庫支出金	2,342,004	98,638	2,440,642	障害者自立支援給付費負担金 34,806 生活保護費負担金 71,795 デジタル基盤改革支援補助金 △12,814 外
16 県支出金	1,145,598	22,440	1,168,038	障害者自立支援給付費負担金 17,403 千葉県知事選挙委託金 5,609 参議院議員選挙委託金 △8,225 外
18 寄附金	651,207	56,637	707,844	企業版ふるさと納税寄附金 1,000 民生費寄附金 55,637
19 繰入金	1,287,303	△43,735	1,243,568	財政調整基金繰入金 △43,652 教育振興基金繰入金 △83
21 諸収入	403,496	26,852	430,348	後期高齢者医療療養給付費負担金精算金 17,863 介護給付・訓練給付費返還金 2,781 外
22 市債	1,229,750	15,000	1,244,750	水利施設等保全高度化事業債 5,000 全国瞬時警報システム受信設備更新事業債 10,000
歳入合計	19,389,930	262,936	19,652,866	

イ 帳出（目的別）

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,832,558	△13,419	3,819,139
3 民生費	6,338,678	243,093	6,581,771
4 衛生費	2,083,152	1,750	2,084,902
6 農林水産業費	672,046	11,230	683,276
7 商工費	420,834	2,100	422,934
8 土木費	665,028	7,007	672,035
9 消防費	927,778	11,596	939,374
10 教育費	1,643,546	△421	1,643,125
歳出合計	19,389,930	262,936	19,652,866

ウ 帳出（性質別）

(単位 千円)

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,889,646	△5,424	3,884,222
扶助費	3,241,760	179,012	3,420,772
物件費	3,479,251	1,352	3,480,603
維持補修費	148,693	11,368	160,061
補助費等	2,093,056	753	2,093,809
積立金	1,068,787	55,638	1,124,425
繰出金	1,719,370	1,338	1,720,708
投資的経費	1,007,843	18,899	1,026,742
普通建設事業費	993,493	18,899	1,012,392
単独事業費	732,926	13,374	746,300

その他	54,688	5,525	60,213
歳出合計	19,389,930	262,936	19,652,866

エ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-10	基幹系システム維持管理事業	14,835				14,835	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ用通信回線設置料 88 千円 ・ネットワークシステム設定業務委託料 2,458 千円 外 吉尾出張所及び江見出張所の移転に伴う基幹系業務システム通信ネットワーク環境の設定等を行う。 ・税系システム運用保守委託料 2,738 千円 ・税系システムパッケージ使用料 2,640 千円 外 基幹系業務システムの標準準拠システムへの移行延期に伴い、現行システムの運用を継続する。
2-3-1	マイナンバーカード交付事務費	1,080	1,078			2	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン窓口業務委託料 511 千円 マイナンバーカードの申請と交付の窓口を分離し、窓口における時間短縮及び混雑緩和を図るため、専門事業者による申請及びマイナポータル上の手続を支援するオンライン窓口を導入する。
6-1-3	日本型直接支払制度促進事業	1,851	1,470			381	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払交付金 1,851 千円 中山間地域等直接支払制度の見直しにより、令和 7 年度から第 6 期対策として、新たにネットワーク化加算及びスマート農業加算が追加されたことなどにより、交付金を増額する。

6-1-5	農業用ため池・ダム維持管理適正化事業	5,525		5,000		525	・県営水利施設等保全高度化事業負担金 5,525 千円 千葉県が実施する金山ダム水管理システム整備事業に係る工事費の増額に伴い、負担金を増額する。
7-1-3	観光街路灯維持管理事業	2,041				2,041	・天津街路灯協会補助金 850 千円 天津街路灯協会が維持管理している街路灯に係る LED 電球購入費用に対して補助を行う。
9-1-4	災害対策事業	1,015		1,000	15	15	・消耗品 1,015 千円 避難所における暑熱対策のため、企業版ふるさと納税寄附金を活用し、停電時においても使用可能な冷却材等の暑熱対策用品を購入し、各避難所に備蓄する。
	防災情報伝達事業	10,224		10,000	224	224	・全国瞬時警報システム受信設備更新業務委託料 10,071 千円 消防庁による全国瞬時警報システム（Jアラート）のシステム更改に対応するため、本市の受信設備の更新を行う。
10-5-4	文化財保護事業	366			366	366	・謝礼金 100 千円 ・費用弁償 18 千円 ・印刷製本費 99 千円 ・看板設置工事 149 千円 大山寺不動堂及び宮殿の国重要文化財（建造物）指定を契機として、文化財に対する市民の関心や理解を深めるため、大山寺に関する講演会の開催、パンフレットの増刷並びに説明看板の更新及び新設を行う。

(2) 繰越明許費

(単位 千円)

款項	事業名	金額	説明
8-2	道路メンテナンス事業	76,800	<p>市道鴨川駅馬場先線（鴨川駅跨線橋）橋梁補修設計業務について、設計内容に係る関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（設計委託料）を令和8年度に繰り越して使用する。</p> <p>また、市道砂田線（砂田橋）橋梁補修工事について、工事実施に伴う交通規制に係る地元との調整に不測の日数を要し、適正工期を確保して発注することが困難となったことから、当該事業費（維持補修工事）を令和8年度に繰り越して使用する。</p>
8-3	河川改修事業	25,000	<p>準用河川下沢川改修工事について、施工条件の確認及び施工方法の検討に不測の日数を要し、適正工期を確保して発注することが困難となったことから、当該事業費（河川改修工事）を令和8年度に繰り越して使用する。</p> <p>また、電柱移設について、通常6か月程度の期間を要するため、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（電柱移設補償）を令和8年度に繰り越して使用する。</p>
	急傾斜地崩壊対策事業	2,250	千葉県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所の土砂災害防止工事が令和8年度に繰り越される見込みであるため、当該事業費に係る市負担金についても令和8年度に繰り越して使用する。

(3) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
遊休施設活用等検討支援業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	5,500	地域エリアマネジメントを行うための指針として、遊休施設をはじめとした市有施設の活用等に係る諸条件を整理するとともに、民間事業者を含めた地域振興方策を検討する。

小湊さとうみ学校指定管理料	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	120,000	施設の効率的かつ効果的な管理運営を図るため、令和 8 年度から 5 年間、小湊さとうみ学校の管理を指定管理者に行わせる。
小湊さとうみ学校屋外夜間照明更新工事	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	4,840	落雷の影響で一部故障している屋外夜間照明の復旧を早期に実施するため、令和 8 年度までの工期で更新工事を実施する。
マイナンバーオンライン窓口業務委託料	自 令和 7 年度 至 令和 10 年度	9,395	マイナンバーカードの申請受付及びマイナポータル上の手続に係るオンライン窓口業務を令和 7 年度から 3 年間委託する。
オーシャンパーク指定管理料	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	56,875	施設の効率的かつ効果的な管理運営を図るため、令和 8 年度から 5 年間、鴨川オーシャンパークの管理を指定管理者に行わせる。
学習支援ソフトウェア使用料	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	12,360	小学校及び中学校に配備した G I G A スクールタブレットで使用する学習支援ソフトウェアを令和 8 年度から 5 年間使用する。

(4) 地方債補正

ア 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	説明
全国瞬時警報システム受信設備更新事業	10,000	全国瞬時警報システム受信設備の更新委託費の追加に伴い、限度額を追加する。

イ 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
水利施設等保全高度化事業	4,200	9,200	金山ダム地区の県営水利施設等保全高度化事業に係る負担金の増額に伴い、限度額を追加する。

議案第 71 号

令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

ア 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
1 国民健康保険税		608,100	26,800	634,900	
	1 国民健康保険税	608,100	26,800	634,900	現年課税分
7 県支出金		2,827,863	1,576	2,829,439	
	1 県負担金	2,827,863	1,576	2,829,439	直営診療施設整備費分
10 繰入金		254,354	△2,576	251,778	
	2 基金繰入金	12,032	△2,576	9,456	財政調整基金繰入金
歳入合計		3,729,356	25,800	3,755,156	

イ 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		15,677	△85	15,592
	1 総務管理費	8,537	56	8,593
	2 徴稅費	7,005	△141	6,864

3 国民健康保険事業費納付金		880,559	22,031	902,590
	1 医療給付費分	601,984	15,330	617,314
	2 後期高齢者支援金等分	206,477	6,411	212,888
	3 介護納付金分	72,098	290	72,388
5 保健事業費		40,143	5	40,148
	2 保健事業費	19,046	5	19,051
8 諸支出金		4,560	3,849	8,409
	1 償還金及び還付加算金	3,101	2,273	5,374
	2 繰出金	1,459	1,576	3,035
歳出合計		3,729,356	25,800	3,755,156

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
3-1-1	医療給付費分	15,330				15,330	・医療給付費納付金 15,330 千円 令和 7 年度の事業費納付金が確定したことから、不足額を増額する。
3-2-1	後期高齢者支援金等分	6,411				6,411	・後期高齢者支援金等納付金 6,411 千円 令和 7 年度の事業費納付金が確定したことから、不足額を増額する。

3-3-1	介護納付金分	290				290	・介護納付金 290 千円 令和 7 年度の事業費納付金が確定したことから、不足額を増額する。
8-1-3	国庫支出金等返還金	2,073				2,073	・国庫支出金等返還金 2,073 千円 令和 6 年度に実施した特定健康診査（集団健診）に対する国庫支出金を精算する。
8-2-1	直営診療施設勘定繰出金	1,576	1,576				・直営診療施設勘定繰出金 1,576 千円 鴨川市立国保病院の医療機器の購入に対して交付された保険給付費等交付金（特別交付金）を病院事業会計に繰り出す。

(2) 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
高額療養費支給システム機器保守点検等に係る委託料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	132	高額療養費支給システム機器の保守点検等業務の円滑な実施を図るため、令和 8 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
国民健康保険実績報告システム及び調整交付金システム保守点検業務に係る委託料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	253	国民健康保険実績報告システム及び調整交付金システムの保守点検業務の円滑な実施を図るため、令和 8 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
高額療養費支給システム機器及び同システムに係る賃借料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	773	高額療養費支給システム機器及び同システムの賃借業務の円滑な実施を図るため、令和 8 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
市税等コンビニ収納事業	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	683	コンビニ窓口における市税等の収納業務の円滑な実施を図るため、現在締結中の契約について、令和 8 年 4 月 1 日から契約期間

			を1年間更新する。
口座振替に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	118	銀行等における口座振替業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
徴収業務に係るシステム等使用料	自 令和7年度 至 令和8年度	239	徴収業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
特定健康診査受診勧奨に係る業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	5,497	特定健康診査受診勧奨業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。

議案第 72 号

令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

ア 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
2 国庫支出金		1,194,598	1,204	1,195,802	
	2 国庫補助金	378,129	1,204	379,333	介護保険事業費補助金
6 繰入金		840,490	△1,734	838,756	
	1 一般会計繰入金	771,761	△1,734	770,027	事務費繰入金（介護保険事業分）
歳入合計		5,076,975	△530	5,076,445	

イ 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		122,134	△530	121,604
	1 総務管理費	81,556	△822	80,734
	3 介護認定審査会費	36,237	292	36,529
歳出合計		5,076,975	△530	5,076,445

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
1-1-1	一般事務管理費 (介護保険)	△822	1,204			△2,026	<ul style="list-style-type: none"> ・システム改修委託料 2,409 千円 令和 7 年度税制改正に伴うシステム改修業務を委託する。 ・介護保険システム運用支援業務委託料 △660 千円 ・介護保険システム使用料 △2,572 千円 標準準拠システムへの移行延期に伴い、標準準拠システムに係る業務委託料等を減額する。
1-3-1	介護認定審査会 費	292				292	<ul style="list-style-type: none"> ・認定審査会システム保守委託料 44 千円 ・介護保険システム使用料 248 千円 標準準拠システムへの移行延期に伴い、現行システムの運用を継続する。

(2) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
介護保険認定審査会システム機器等一式保守委託料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	132	認定審査会業務における認定審査会システムの保守点検業務の円滑な実施を図るため、令和 8 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までに履行する契約等の準備手続を実施する。
介護保険認定審査会システムパッケージソフト使用料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	743	認定審査会業務の円滑な実施を図るため、令和 8 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までに履行する契約等の準備手続を実施する。

介護給付費適正化総合支援パッケージシステム保守委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	1,584	介護給付費適正化事業におけるシステムの保守点検業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
介護保険指定機関等管理システム使用料	自 令和7年度 至 令和8年度	693	市が指定する指定居宅介護支援事業者等における管理業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
介護報酬等検索システム利用料	自 令和7年度 至 令和8年度	32	介護報酬等に関する審査等業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
口座振替に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	104	銀行等における口座振替業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
市税等コンビニ収納事業	自 令和7年度 至 令和8年度	150	コンビニ窓口における市税等の収納業務の円滑な実施を図るため、現在締結中の契約について、令和8年4月1日から契約期間を1年間更新する。
生活支援体制整備事業委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	5,653	高齢者の生活支援体制づくり事業の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
高齢者等生活支援型配食サービス委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	13,507	高齢者等生活支援型配食サービス業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
第一号介護予防支援業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	5,327	要支援認定者等に係る介護予防ケアマネジメント業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
緊急通報システム業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	4,020	高齢者緊急通報システム業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。

独居老人等安否確認委託料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	1,786	独居老人等安否確認業務の円滑な実施を図るため、令和 8 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
--------------	------------------------	-------	---

議案第 73 号

令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

ア 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
3 繰入金		144,986	△386	144,600	
	1 一般会計繰入金	144,986	△386	144,600	事務費繰入金
5 諸収入		4,000	200	4,200	
	2 償還金及び還付 加算金	2,600	200	2,800	保険料還付金
歳入合計		672,331	△186	672,145	

イ 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		11,065	△386	10,679
	2 徴収費	10,359	△386	9,973
3 諸支出金		3,973	200	4,173
	1 償還金及び還付 加算金	2,600	200	2,800

歳出合計	672,331	△186	672,145
------	---------	------	---------

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
1-2-1	徴収事務費	△386				△386	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン保守料 93 千円 ・ソフトウェア保守委託料 637 千円 ・後期高齢者医療システム運用支援業務委託料 △380 千円 ・後期高齢者医療システム使用料 △736 千円 <p>標準準拠システムへの移行延期に伴い、現行システムの運用を継続し、標準準拠システムに係る業務委託料等を減額する。</p>
3-1-1	保険料過誤納 還付金	200				200	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料過誤納還付金 200 千円 <p>令和 6 年度以前に納付された保険料について、所得更正等による保険料額の変更が生じたため、納付済みの保険料を還付する。</p>

(2) 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
市税等コンビニ収納事業	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	228	コンビニ窓口における市税等の収納業務の円滑な実施を図るために、現在締結中の契約について、令和 8 年 4 月 1 日から契約期間を 1 年間更新する。
後期高齢者医療システム保守業務に係る委託料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	2,189	後期高齢者医療システム業務の円滑な実施を図るため、令和 8 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
口座振替に係る委託料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	141	銀行等における口座振替業務の円滑な実施を図るため、令和 8 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。

議案第 74 号

令和 7 年度鴨川市病院事業会計補正予算（第 1 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市病院事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 1 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 収益的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-2	外来収益	499,095	△4,439	494,656	外来収益 △4,439
1-1-3	その他医業収益	45,171	△2,920	42,251	室料差額収益 △2,920
1-2-4	負担金交付金	18,448	2,589	21,037	負担金 51 交付金 2,538
1-2-6	補助金	0	2,130	2,130	県補助金 2,130

イ 支出

(単位 千円)

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-3	経費	257,874	△2,640	255,234	消耗備品費 △2,640

(2) 資本的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-3-1	補助金	0	3,061	3,061	国民健康保険特別会計補助金等 3,061

イ 支出

(単位 千円)

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-1	有形固定資産購入費	48,847	2,640	51,487	医療器械等購入費 2,640

(3) 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	18,441	設備機器の保安・保守点検業務及び病院情報システム、企業会計システム等の保守業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
医療機器等の保守及び業務支援に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	11,900	医用画像情報システム、全身用X線CT装置等の医療機器等に係る保守業務等の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
臨床検査等の病院業務に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	22,602	臨床検査、医療廃棄物処理等の病院業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
事務機器等に係る賃借料	自 令和7年度 至 令和8年度	5,683	訪問看護システム、歯科電子カルテシステム等の事務機器等に係る賃借業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。